

狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A-00	表紙・図面リスト	—	A-12	キプラン・建具表	S=1/100 S=1/30 S=1/20
A-01	特記仕様書（改修その１）	—	A-13	階段平面図・断面図、棚平面図・詳細図	S=1/50 S=1/20 S=1/30 S=1/10
A-02	特記仕様書（改修その２）	—	A-14	梁伏せ図、軸組図、部材リスト	S=1/50
A-03	特記仕様書（改修その３）	—	A-15	屋根伏図	S=1/50
A-04	特記仕様書（改修その４）	—	A-16	仮設計画図（参考）	S=1/100
A-05	特記仕様書（改修その５）	—	E-01	電気設備工事特記仕様書	—
A-06	案内図・配置図	S=1/200	E-02	配置図	S=1/100
A-07	仕上表、備品リスト	—	E-03	電灯コンセント設備図	S=1/60
A-08	平面図（改修前・改修後）	S=1/50	M-01	機械設備工事特記仕様書（１）	—
A-09	立面図（改修前・改修後）	S=1/100	M-02	機械設備工事特記仕様書（２）	—
A-10	断面詳細図（改修前・改修後）	S=1/10 S=1/15	M-03	換気設備図（改修前・改修後）	S=1/60
A-11	展開図	S=1/50 S=1/100			



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日

2026.6

工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

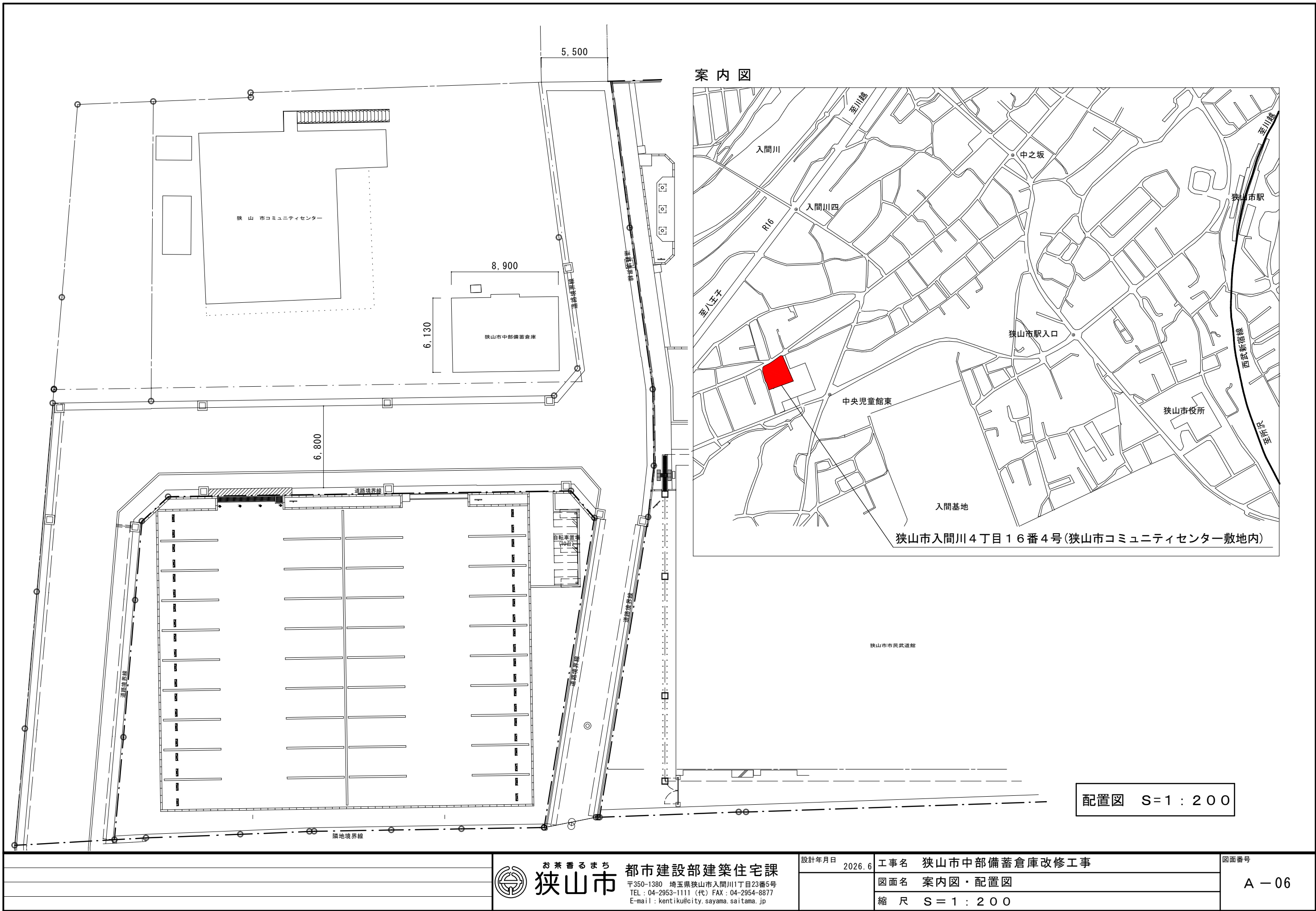
図面名 表紙・図面リスト

縮 尺 N.S

図面番号

A－00

[illegible]



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-8877
E-mail: kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6

工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名 案内図・配置図

縮尺 S=1:200

図面番号

A-06

外部改修工事

符号	箇所	既存仕上	下地処理	改修後
Ⓐ	屋根(平場)	デッキ P L-1.6 V型 (ワイヤメッシュφ6×150) 軽量コンクリート(3種) t100 屋根アスファルト露出防水 絶縁工法 D-2 (立上り隅部 緩衝材使用)	既存防水層撤去 #フド'レ撤去・処理 墨出し・養生 仮防水材兼下地調整材	AS-J1工法 #フド'レ交換 脱気装置新設 整理清掃後片付け
Ⓑ	屋根(立上り)	A L C版 t=100 (スライド工法) 屋根アスファルト露出防水 絶縁工法 D-2 (立上り隅部 緩衝材使用)	既存防水層撤去 仮防水材兼下地調整材	改質アスファルト系塗膜防水
Ⓒ	屋根笠木	アルミ製 W150	アルミ笠木撤去	アルミ笠木新設 W150
Ⓓ	外壁	A L C版 t=100 (スライド工法) 吹付タイル仕上	既存塗膜撤去 高圧洗浄 P Ma15程度 下地補修	防水型複層仕上塗材E シリコン系上塗材 タラップ新設(安全ガード共)
Ⓔ	建具(S S)	軽量スプリングシャッター(乙種防火) 垂鉛メッキ銅板 t0.8 O. P焼付 B O X. 付属金物一式	スチール製シャッター撤去 シーリング撤去 下地補修	スチール製シャッター新設 (t=0.8、耐風圧仕様800Pa程度) シーリング新設 シャッター文字共
Ⓕ	建具(A W)	アルミ製サッシ	シーリング撤去・清掃 両面	シーリング新設 両面
Ⓖ	建具(S D)	—	カバー入れ A L C版撤去 t100 アクリルリシン吹付仕上撤去 下地補修(開口補強・溶接)	S D新設 取り合い部分補修 シーリング新設
Ⓗ	巾木	コンクリート打ち放し仕上	下地補修	防水型複層仕上塗材E
Ⓘ	打継目地	コーキング ポリサルファイド系	コーキング撤去・清掃 15×10	コーキング新設 MS-2 15×10
Ⓙ	犬走	コンクリート直押さえ		鋼板製スロープ新設
Ⓚ	樋	VP100	樋撤去(飾樹共)	樋新設(飾樹共) 硬質ポリ塩化ビニル管
Ⓛ	外壁(新設部)	A L C版 t=100 (スライド工法) 吹付タイル仕上	撤去	ALC外壁新設 t100

内装改修工事

符号	箇所	既存仕上	下地処理	改修後
Ⓐ	1階土間	コンクリート直押さえ 目地切仕上 (防湿用ポリエチレンフィルム t0.15敷き込み)	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート表面強化材
Ⓑ	2階床	デッキ P L-1.6 V型 (ワイヤメッシュφ6×150) 軽量コンクリート(3種) t120 直押さえ 目地切仕上	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート表面強化材
Ⓒ	壁	A L C版 t=100 アクリルリシン吹付仕上		既存のまま
Ⓓ	棚 棚板	鋼製 O. P ラワン合板 t=12 O. S. V		既存のまま
Ⓔ	天井	デッキ P L-1.6 V型 ロックウール吹付 t=10 着色コテ仕上 鉄骨 現し O. P		既存のまま
Ⓕ	巾木	コンクリート打ち放し仕上	補修	浸透硬化型コンクリート表面強化材
Ⓖ	階段	O. P	ケレン、錆止め	SOP塗装
Ⓗ	鉄骨躯体	O. P	内部仕上足場利用 ケレン、錆止め	SOP塗装
Ⓘ				

備品リスト 倉庫内の備品は仮設ハウスに移設及び復旧する

備品分類名	段ボール 数量	備品分類名	段ボール 数量	備品分類名	段ボール 数量	備品分類名	段ボール 数量
食糧類	45	医療器材	19	炊飯器材	22	簡易救助機材	31
乳児用備蓄	11	発電機 照明機材	59	日用品	25	その他	97
飲料水関係	8	トイレ	15	衣類・寝具	225	※①・②	
調理関係	12	応急機材	46	衛生用品	64		
						合計	679箱

※① 1箱あたり20KG以下 ※② 半数が2階に収納されていると想定



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-8877
E-mail : kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日

2026.6

工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名 仕上表、備品リスト

縮尺 N. S

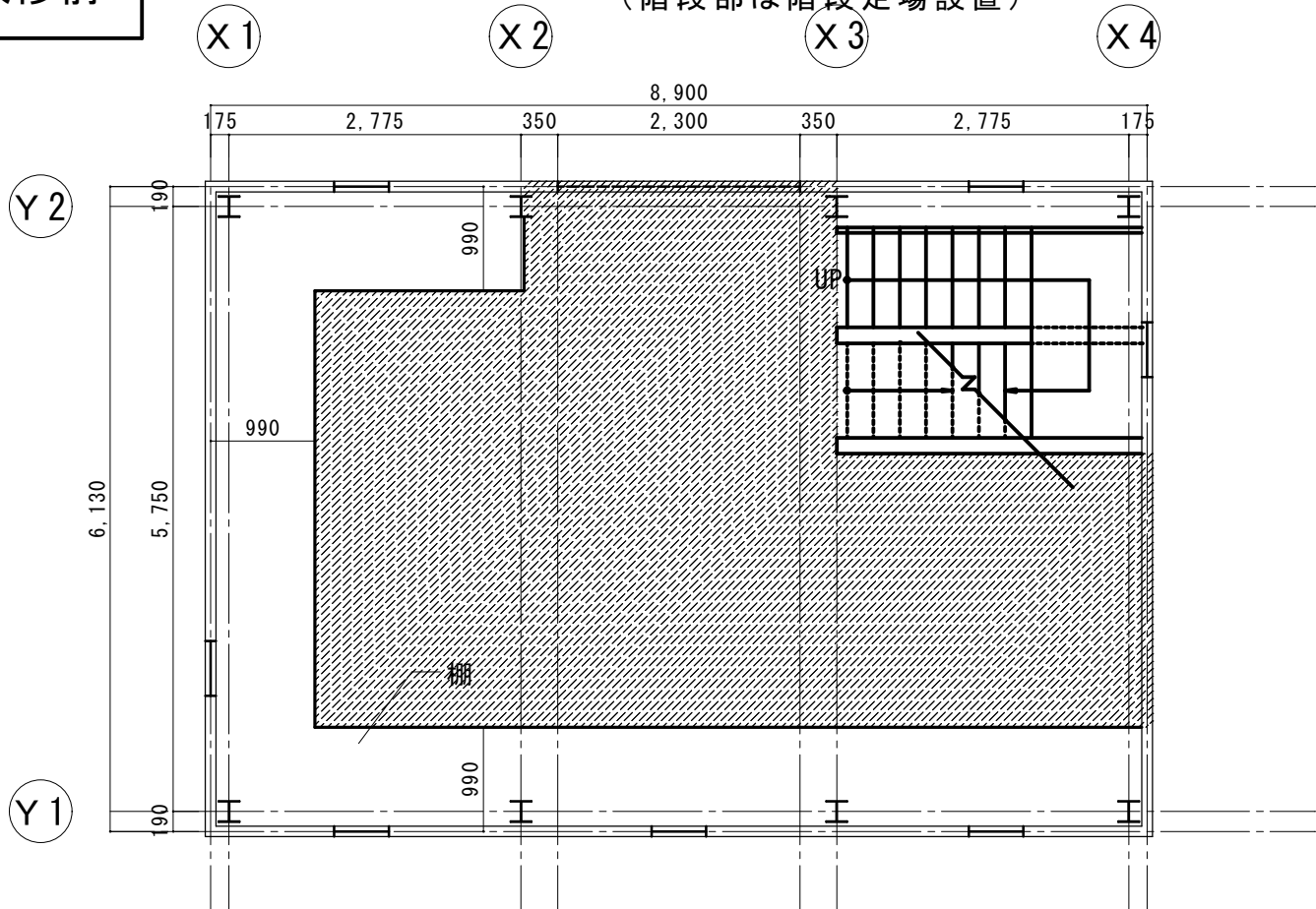
図面番号

A-07

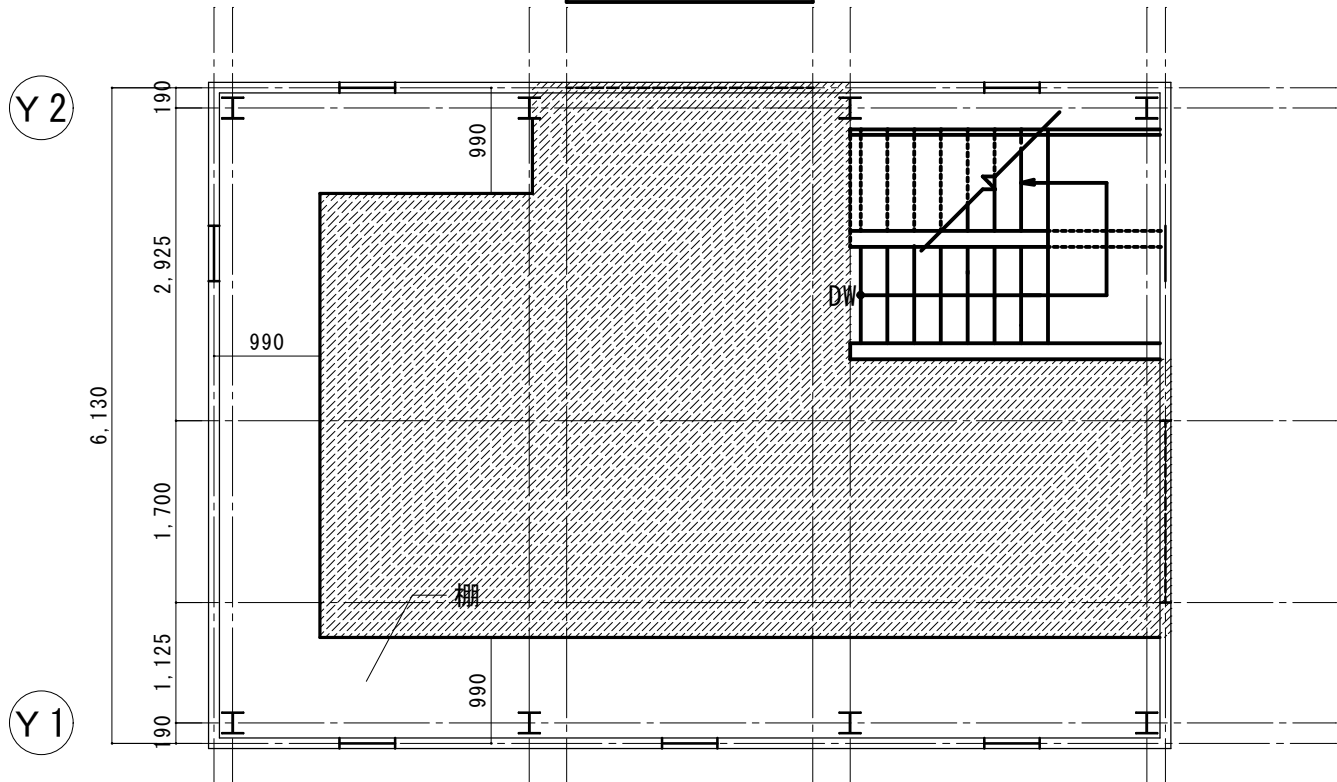
改修前

※ハッチ部分は脚立足場使用範囲(設備工事分含む)
(階段部は階段足場設置)

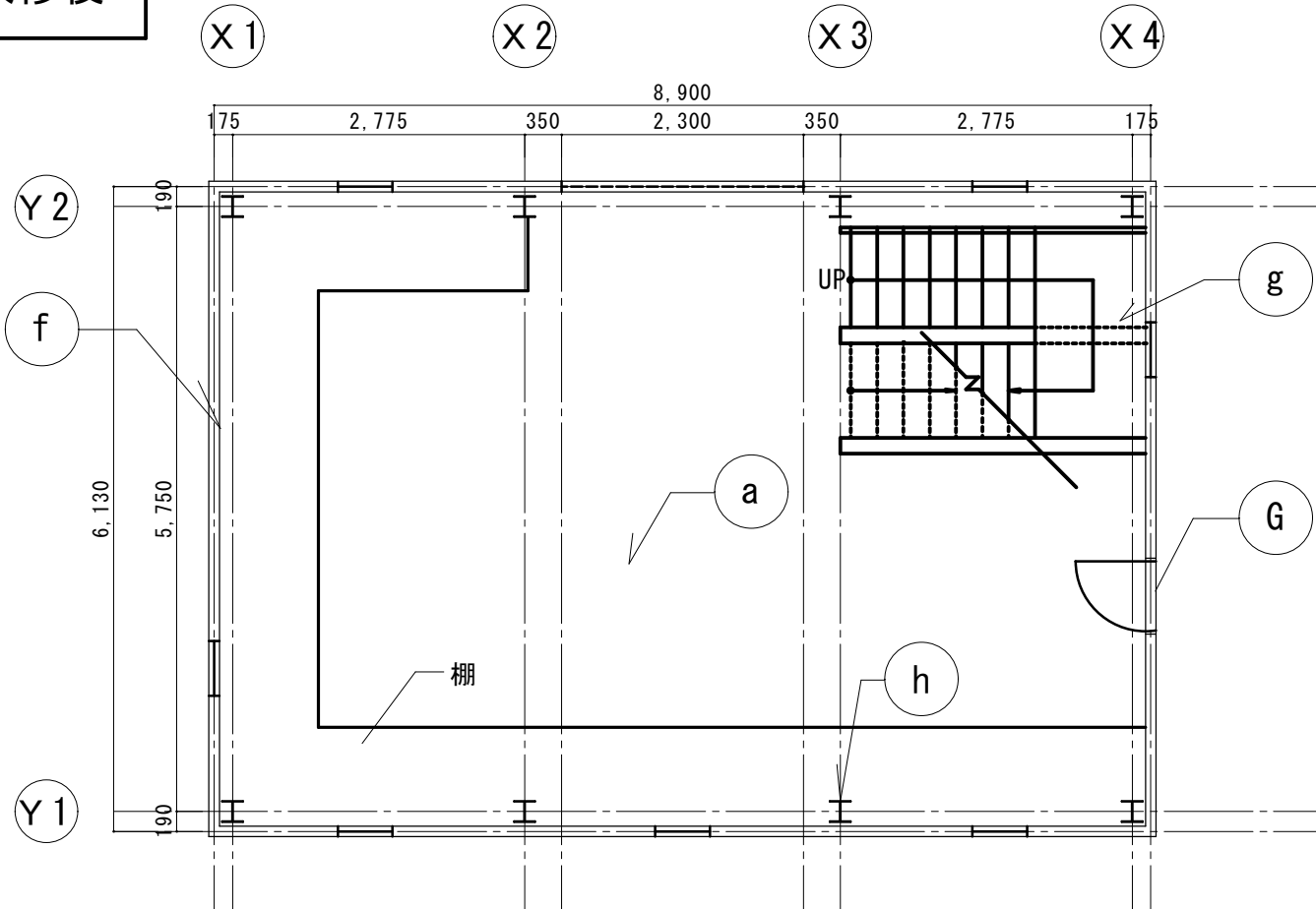
改修後



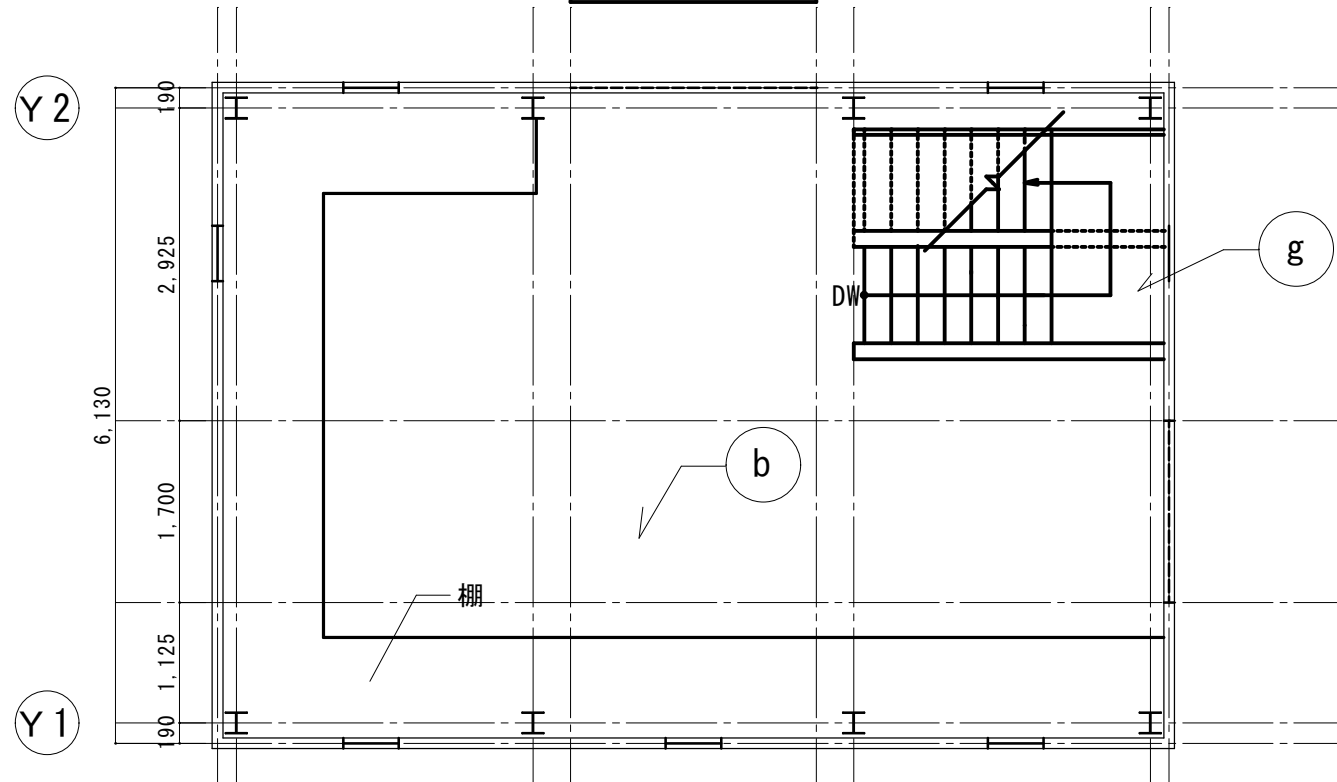
1階平面図



2階平面図



1階平面図



2階平面図



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-8877
E-mail : kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日

2026.6

工事名

狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名

平面図(改修前・改修後)

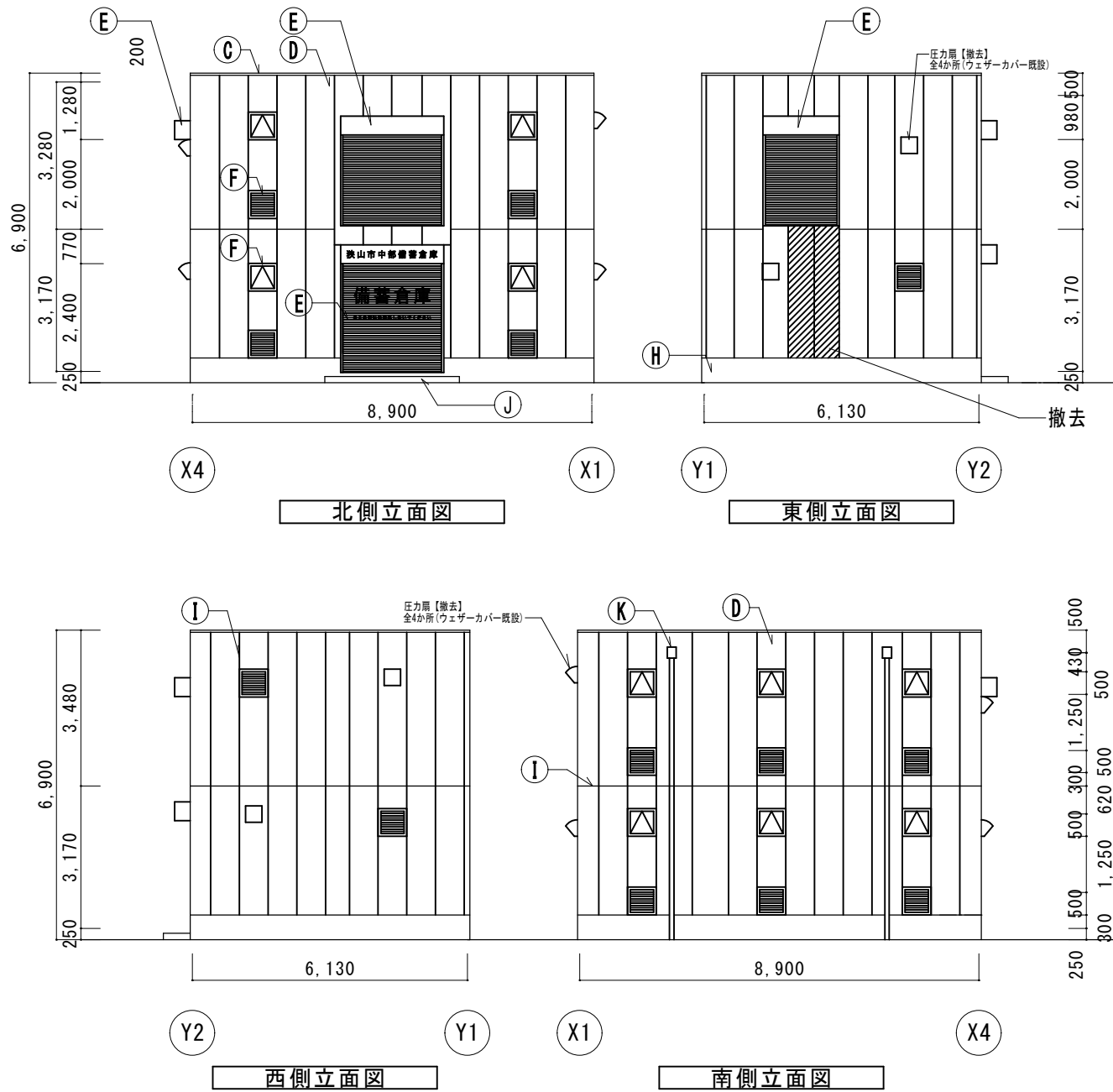
縮尺

S = 1 : 50

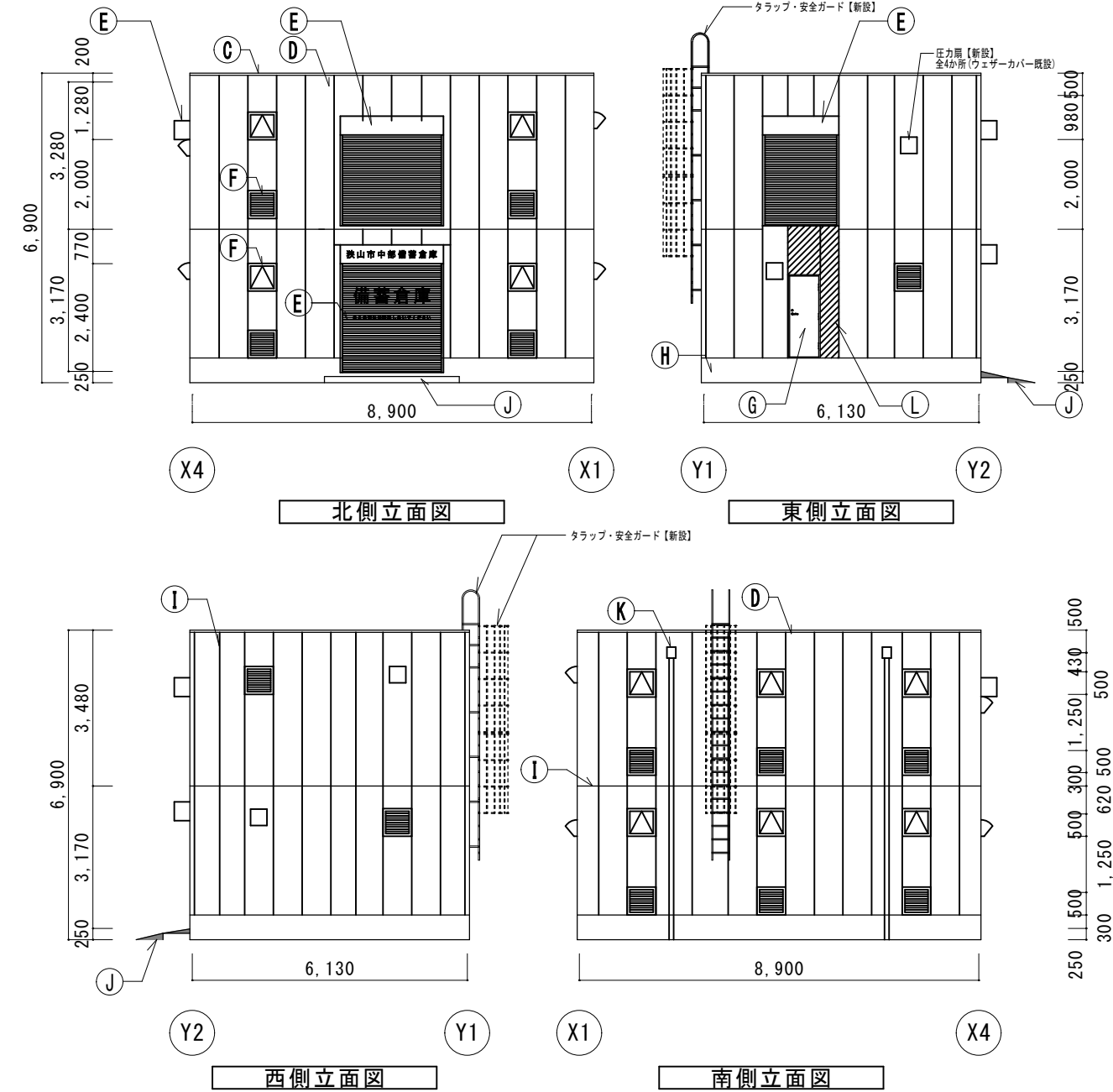
図面番号

A - 08

改修後



改修後



符号	既存仕上	下地処理	改修後	符号	既存仕上	下地処理	改修後
C	屋根笠木 アルミ製 W=150	アルミ笠木撤去 高圧洗浄PMa15程度	アルミ笠木新設 W150	I	外壁目地シーリング	目地シーリング撤去	シーリング新設
D	外壁ALC版t100(スライド工法) 吹付タイル仕上	既存塗膜撤去 高圧洗浄PMa15程度、下地補修	防水型複層塗材E 珪藻系上塗り材	J	犬走 コンクリート直押さえ	-	鋼板製スロープ新設
E	軽量スプリングシャッター	シャッター撤去	スチール製シャッター新設 シーリング新設	K	樋 VP100	樋撤去(飾り桝共)	樋新設(飾り桝共)
F	アルミ製サッシ	清掃、シーリング撤去	シーリング新設	L	外壁(撤去部) 外壁ALC版t100(スライド工法)	カッター入れ、外壁ALC撤去	ALC外壁新設 t100
G	-	開口補強材新設(溶接共)	防火スチールドア新設 シーリング新設				
H	巾木 コンクリート仕上 吹付タイル仕上	既存塗膜撤去 高圧洗浄PMa15程度、下地補修	防水型複層塗材E 珪藻系上塗り材				



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-8877
E-mail : kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日

2026.6

工事名

狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名

立面図(改修前・改修後)

縮尺

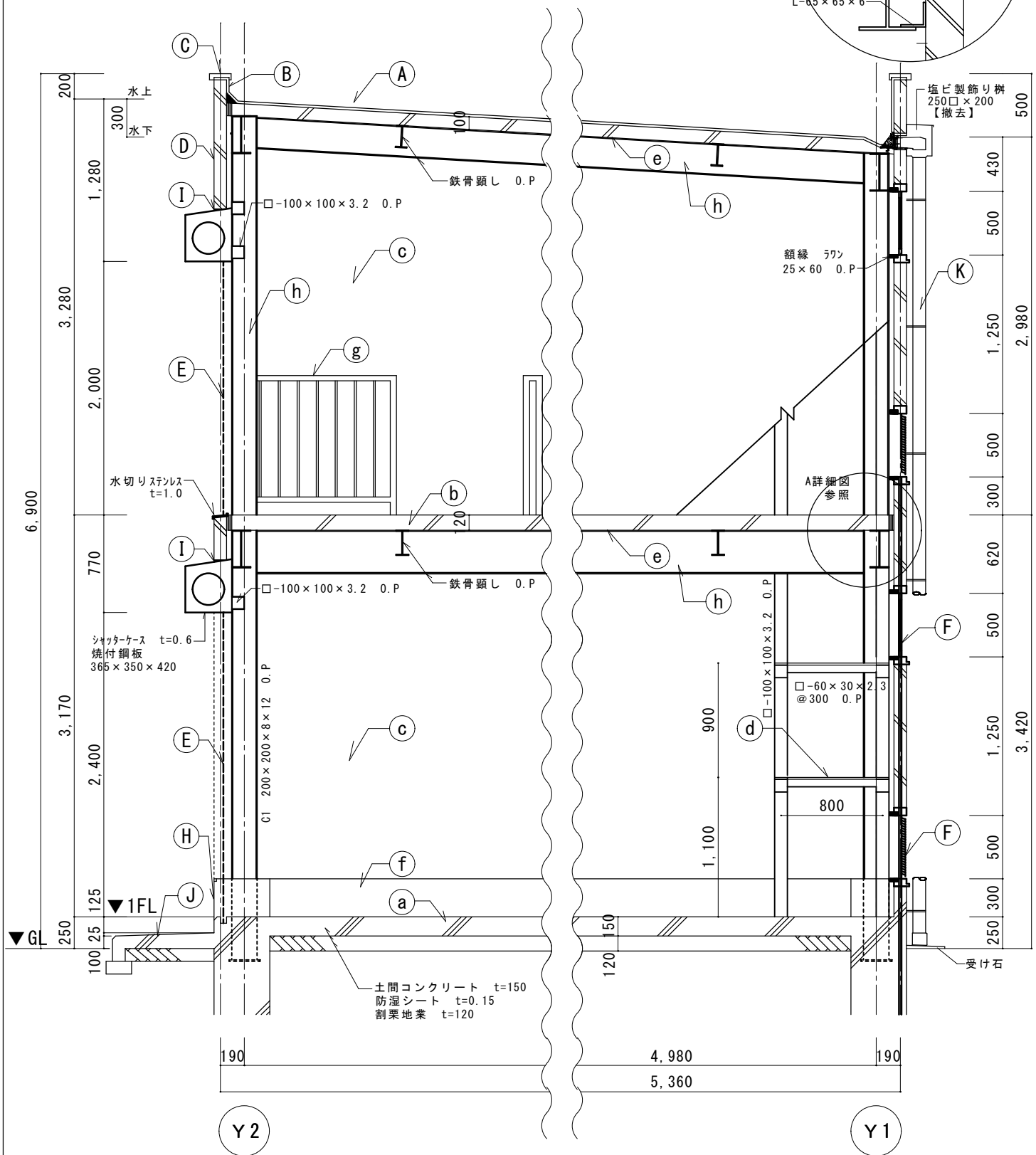
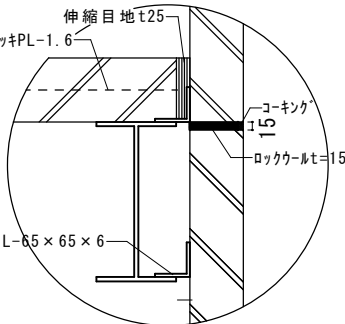
S = 1 : 100

図面番号

A-09

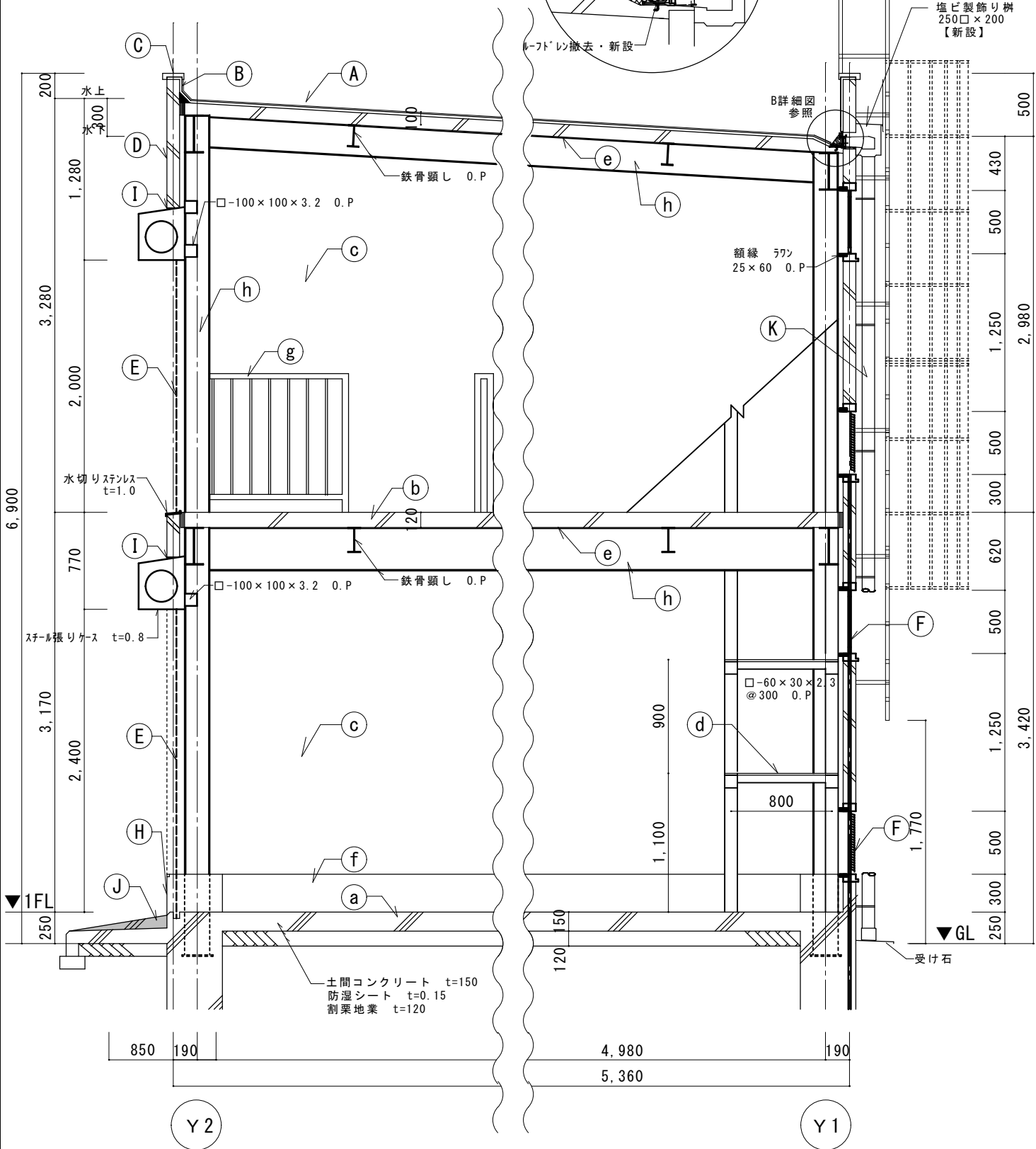
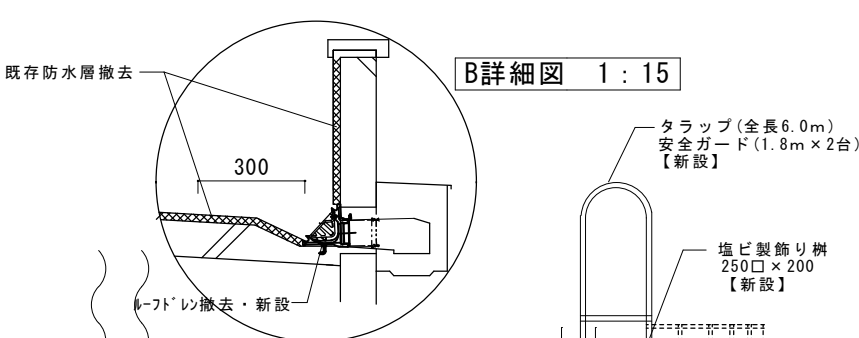
改修前

A詳細図 1:10



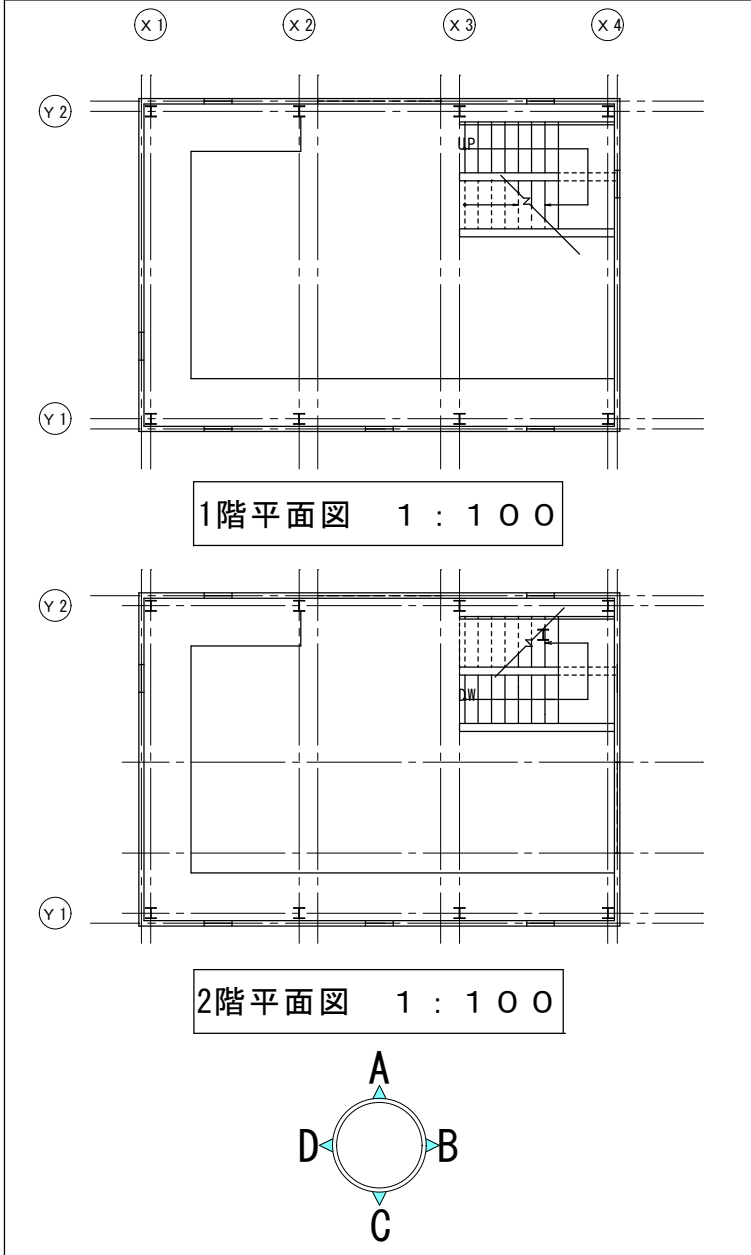
改修後

B詳細図 1:15

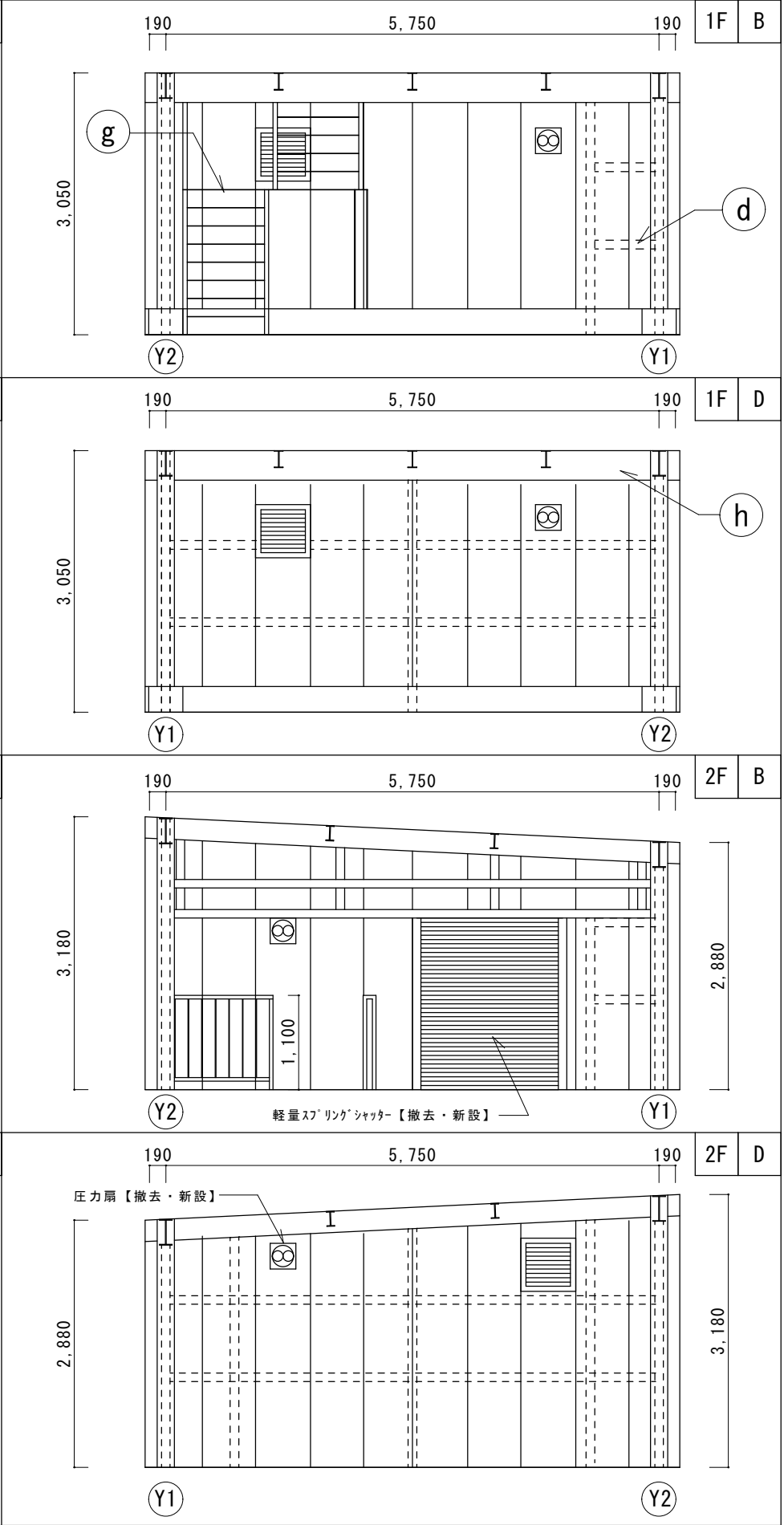
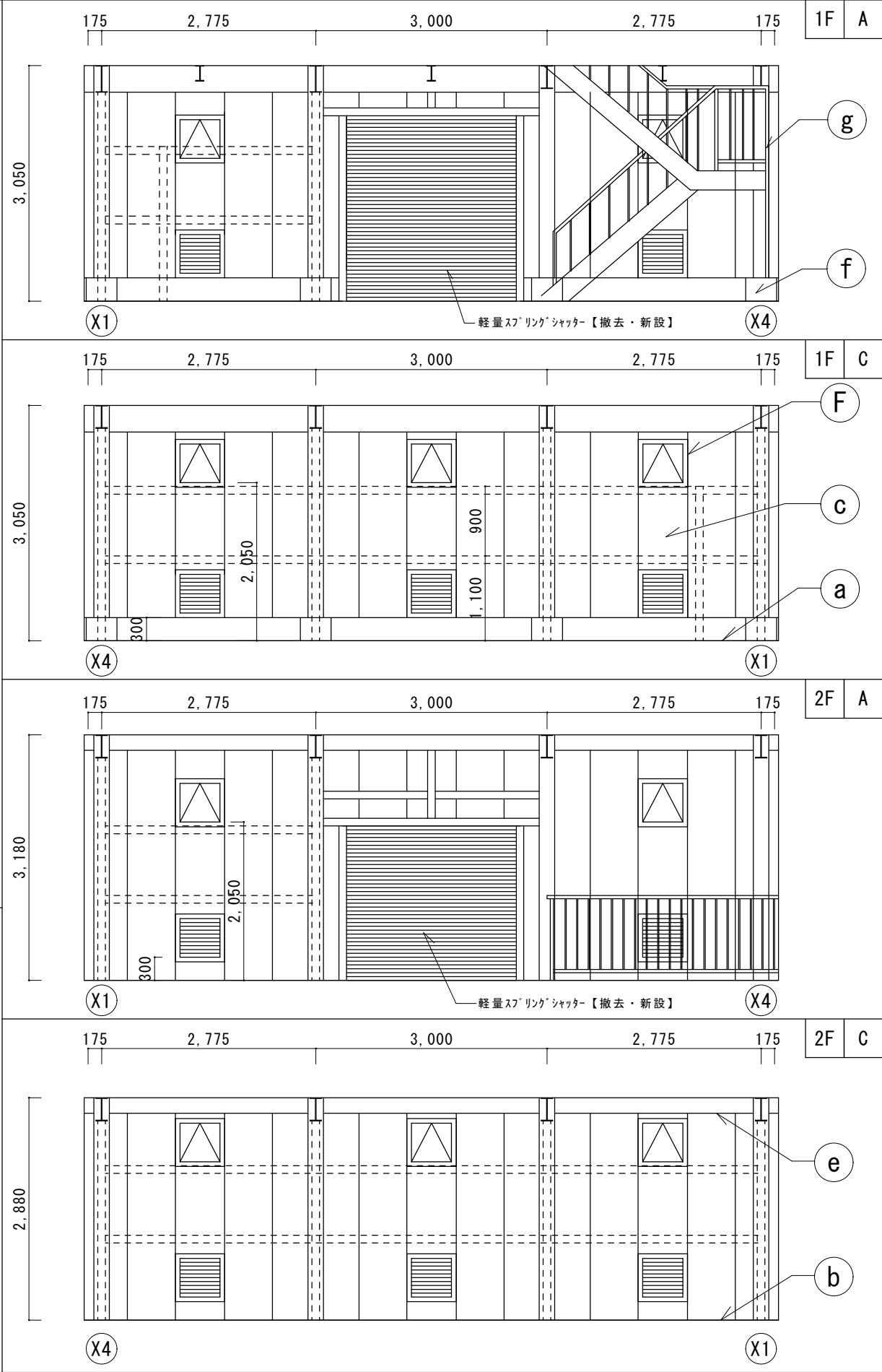


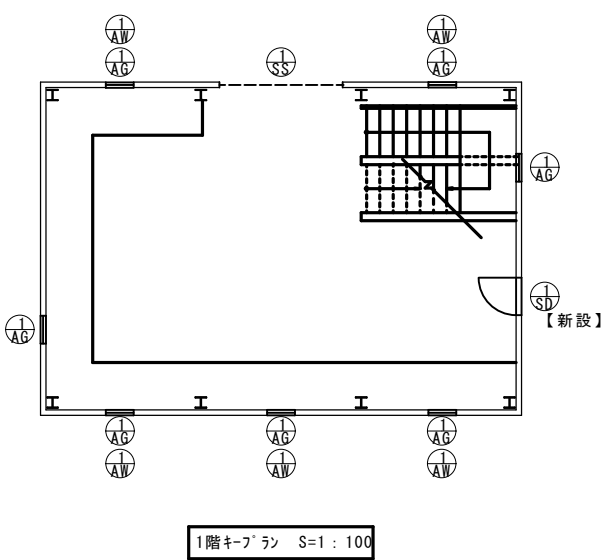
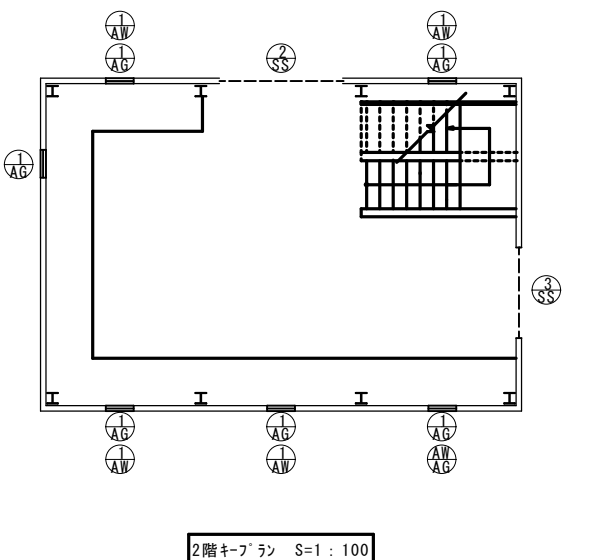
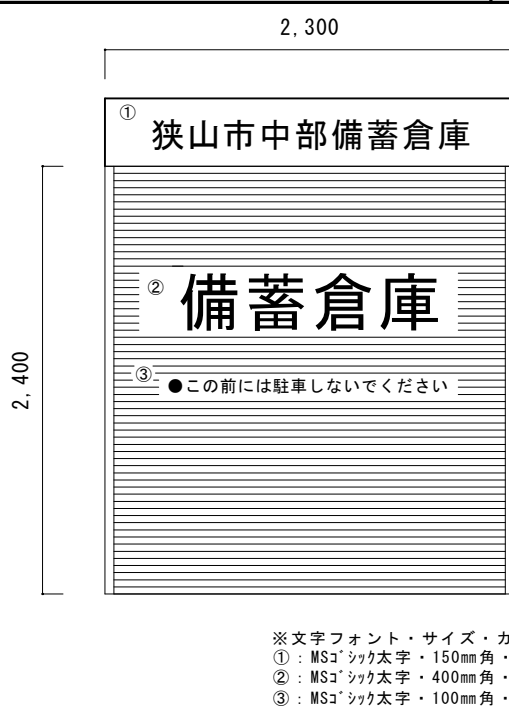
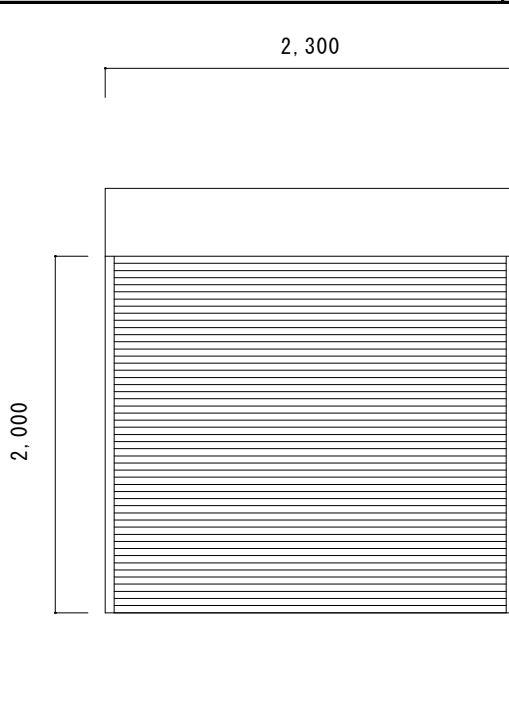
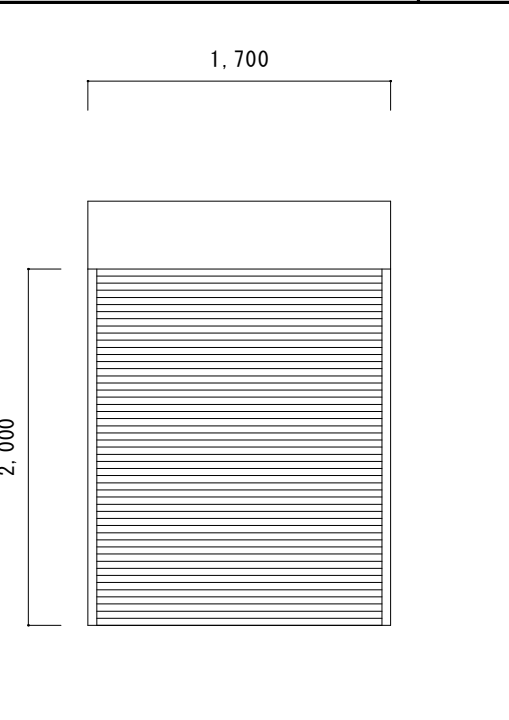
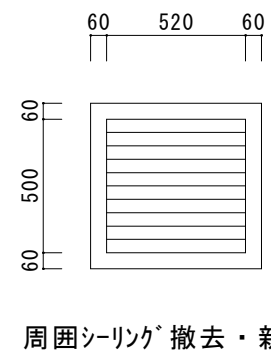
お茶番るまち
狭山市 都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-8877
E-mail: kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号	A-10
図面名	断面詳細図(改修前・改修後)	縮尺	S=1:30.1:15.1:10		

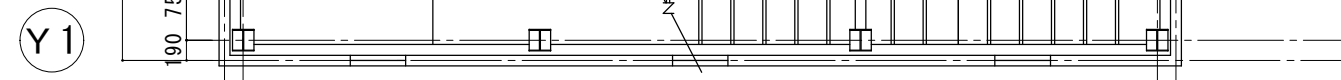


仕上表				
符号	箇所	既存	下地処理	改修後
a	1 階土間	コンクリート直押さえ 目地切仕上	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート 表面強化材
b	2 階床	軽量コンクリート(3 種) t 1 2 0 直押さえ 目地切仕上	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート 表面強化材
c	壁	A L C 版 t = 1 0 0 アクリルリシン吹付仕上		既存のまま
d	棚 棚板	鋼製 O . P □ = 100 × 100 × 3.2 O . P ラワン合板 t = 1 2 O . S . V		既存のまま
e	天井	ロックウール吹付 t = 1 0 鉄骨 現し O . P		既存のまま
f	巾木	コンクリート打ち放し仕上	補修	浸透硬化型コンクリート 表面強化材
g	階段	O . P	ケレン、錆止め	SOP 塗装
h	鉄骨躯体	O . P	ケレン、錆止め 内部足場利用	SOP 塗装
F	建具 (AW)	可動ガラリ (ヒューズ 付き) 滑り出し窓 6.8mm ヴァー	シーリング 撤去・清掃	シーリング 新設

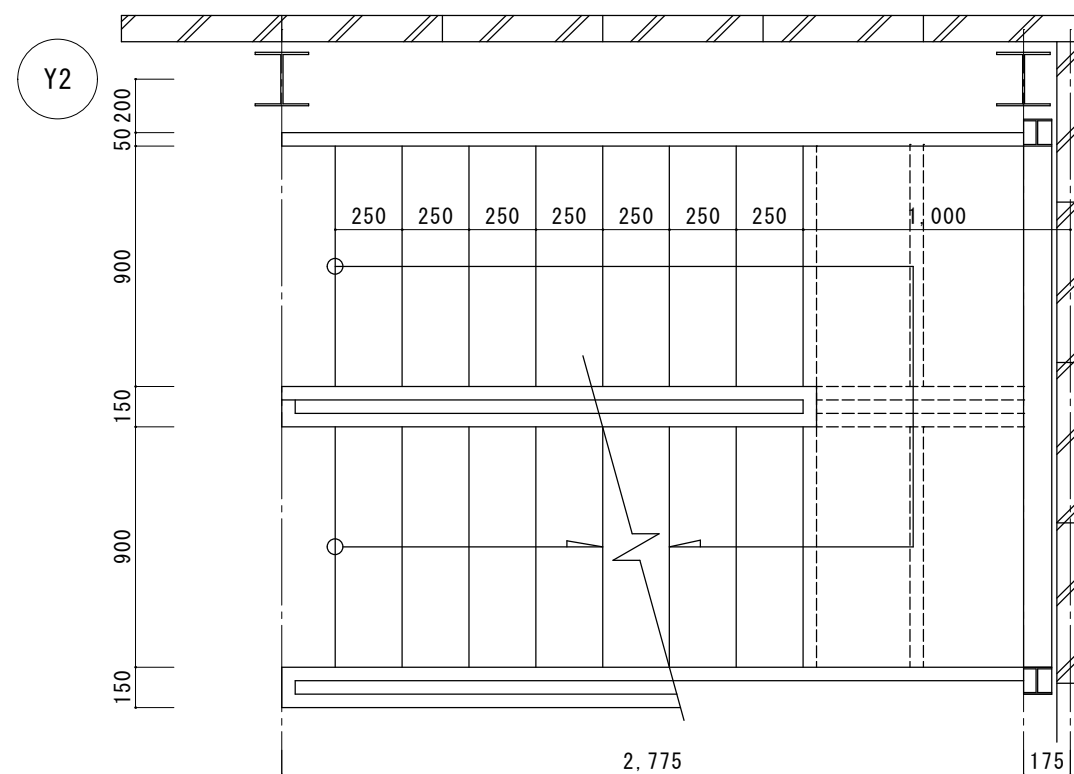


 1階キ-プラン S=1:100  2階キ-プラン S=1:100		建具表 S=1:30.1:20									
姿図 【1:30】  ※文字フォント・サイズ・カラー ①: MSゴシック太字・150mm角・みどり ②: MSゴシック太字・400mm角・みどり ③: MSゴシック太字・100mm角・あか		SS-1 【撤去・新設】		1	SS-2 【撤去・新設】		1	SS-3 【撤去・新設】		1	
											
		スプリングシャッター（防火設備）		1F北側	スプリングシャッター（防火設備）		2F北側	スプリングシャッター（防火設備）		2F東側	
		0. P焼付		-	0. P焼付		-	0. P焼付		-	
		BOX. 付属金物一式. 錠付			BOX. 付属金物一式. 錠付			BOX. 付属金物一式. 錠付			
		-			-			-			
		t=0.8（耐風圧仕様800Pa程度）、シャッター文字新設			t=0.8			t=0.8			
符号		数量	AG-1 【既存改修】		13	AW-1 【既存改修】		10	SD-1 【新設】		1
姿図 【1:20】  周囲シーリング撤去・新設		可動ガラリ（ヒース付）			スベリ出し窓			スチールドア（防火設備）		1F東側	
		アルミ		60	アルミ		60	スチール		85	
		付属金物一式			付属金物一式			付属金物一式			
		-			6.8m/m ライトワイヤー			-			
		防虫網共									

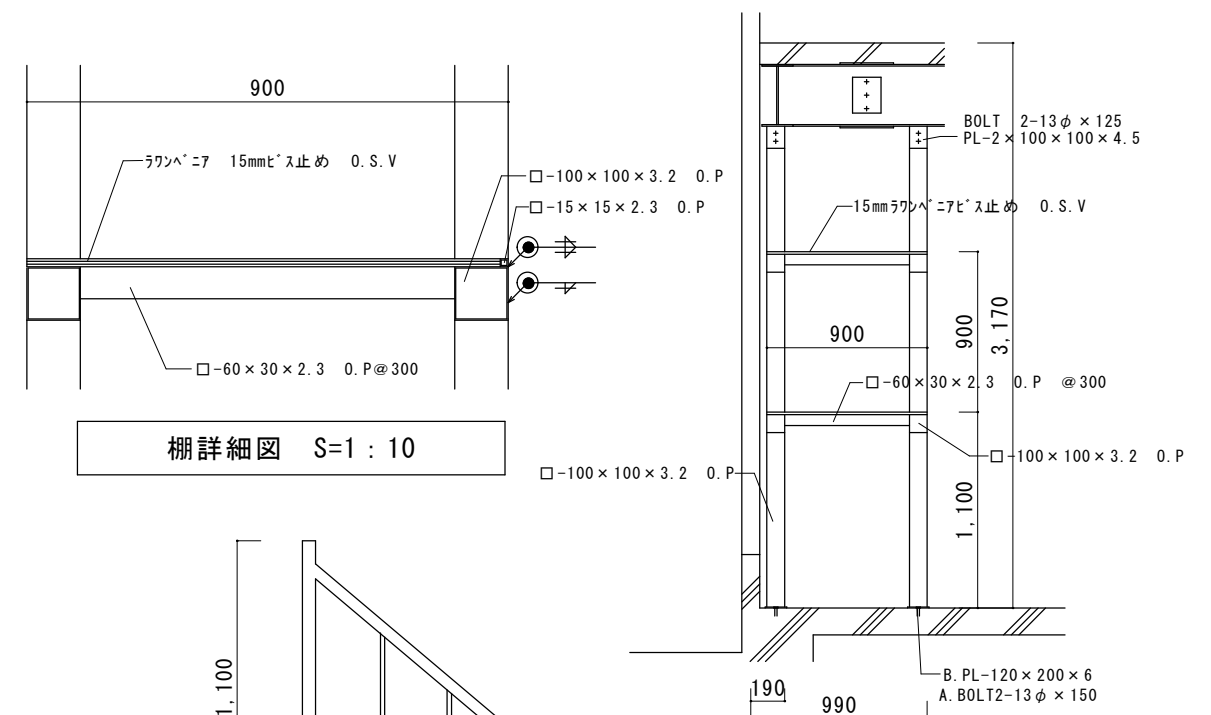
		お茶番るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-8877 E-mail: kentiku@city.sayama.saitama.jp	設計年月日	2026.6	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事		図面番号 A-12
			図面名	キ-プラン・建具表				
			縮尺	S=1:100,30,20				



棚平面図 S=1 : 50

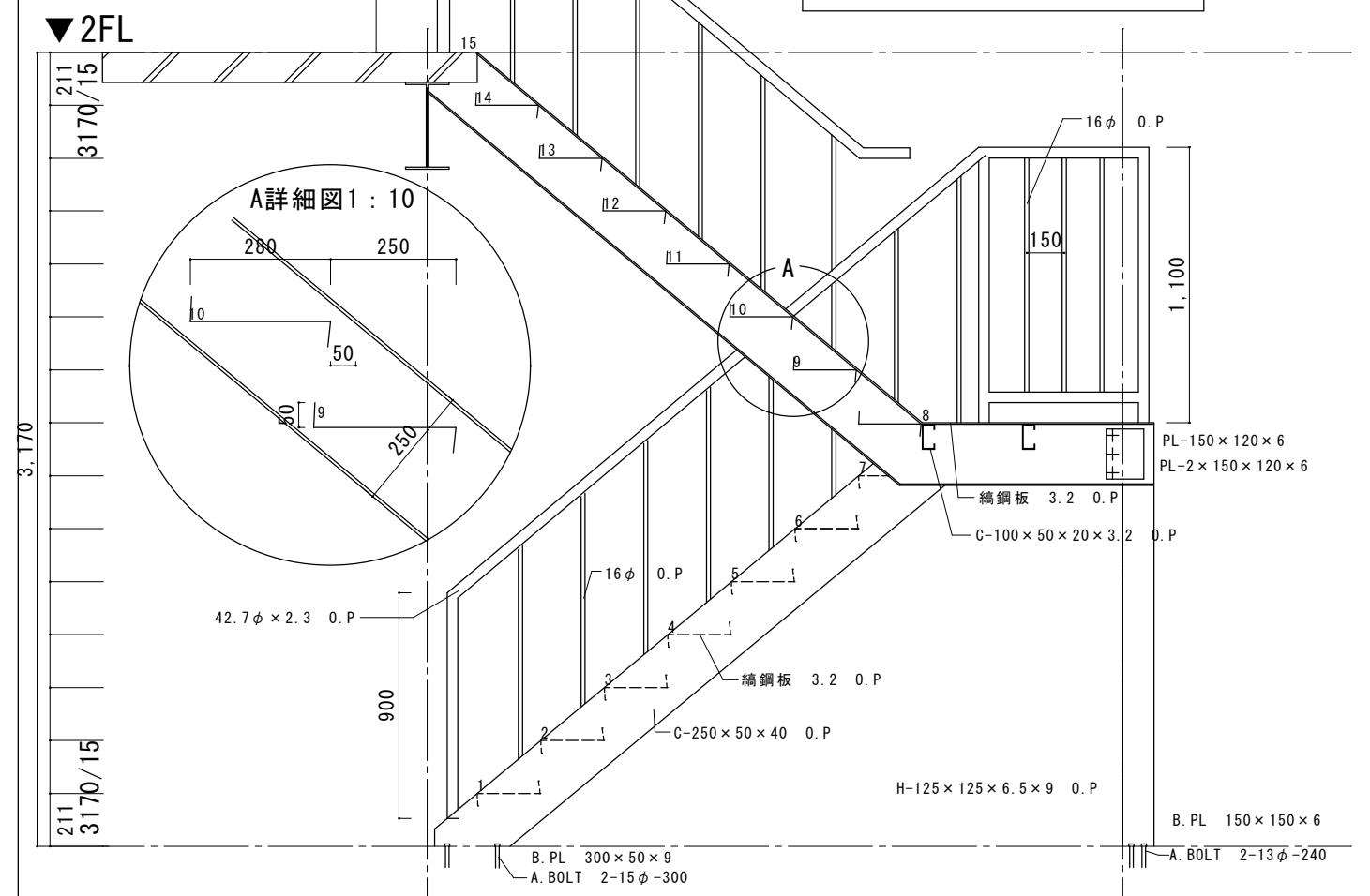


階段平面図 S=1 : 20



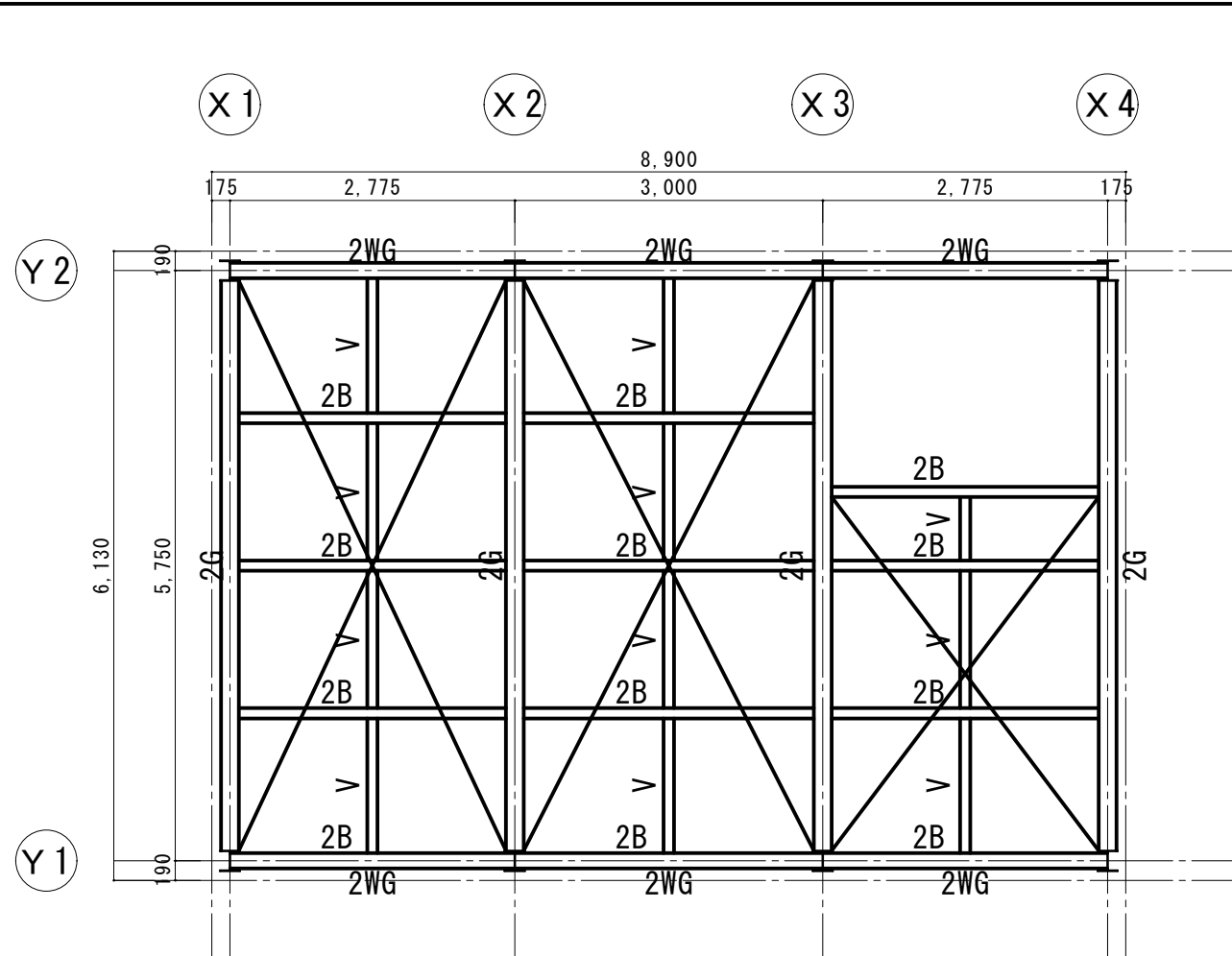
棚詳細図 S=1 : 10

棚詳細図 S=1 : 30

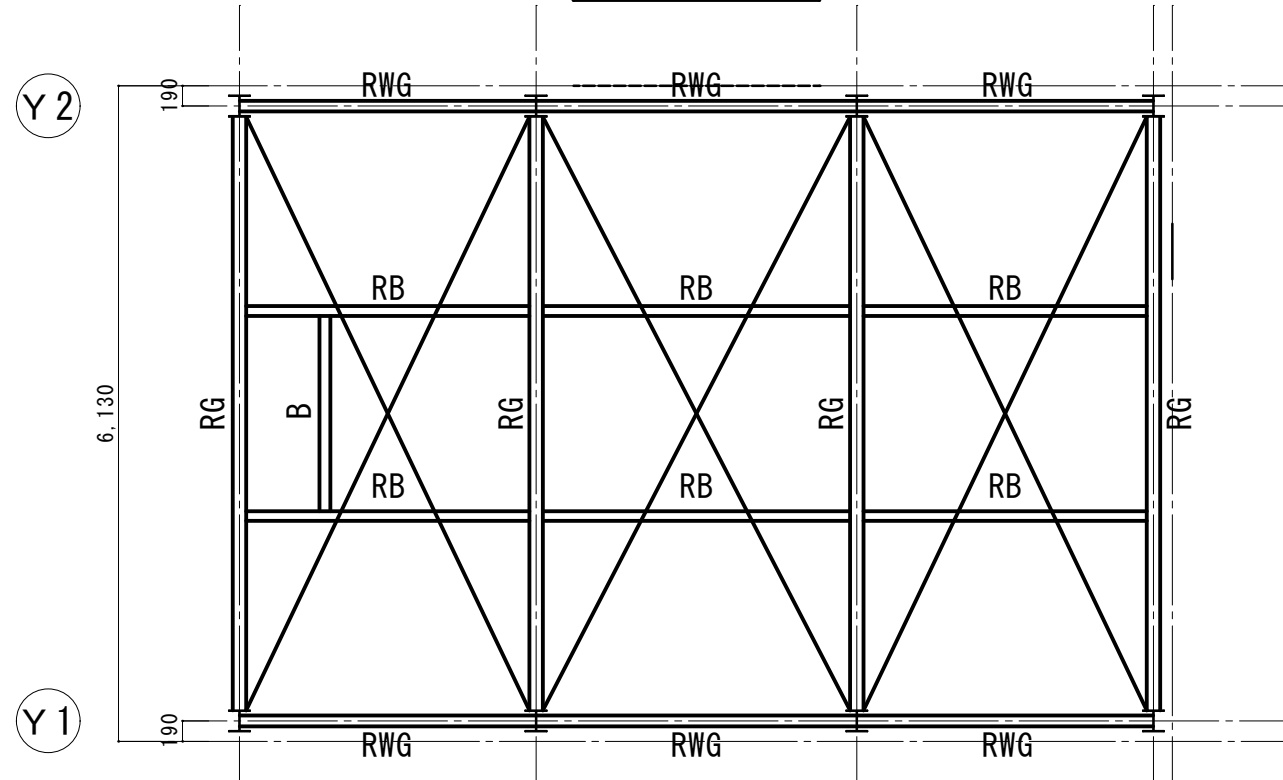


A詳細図1:10

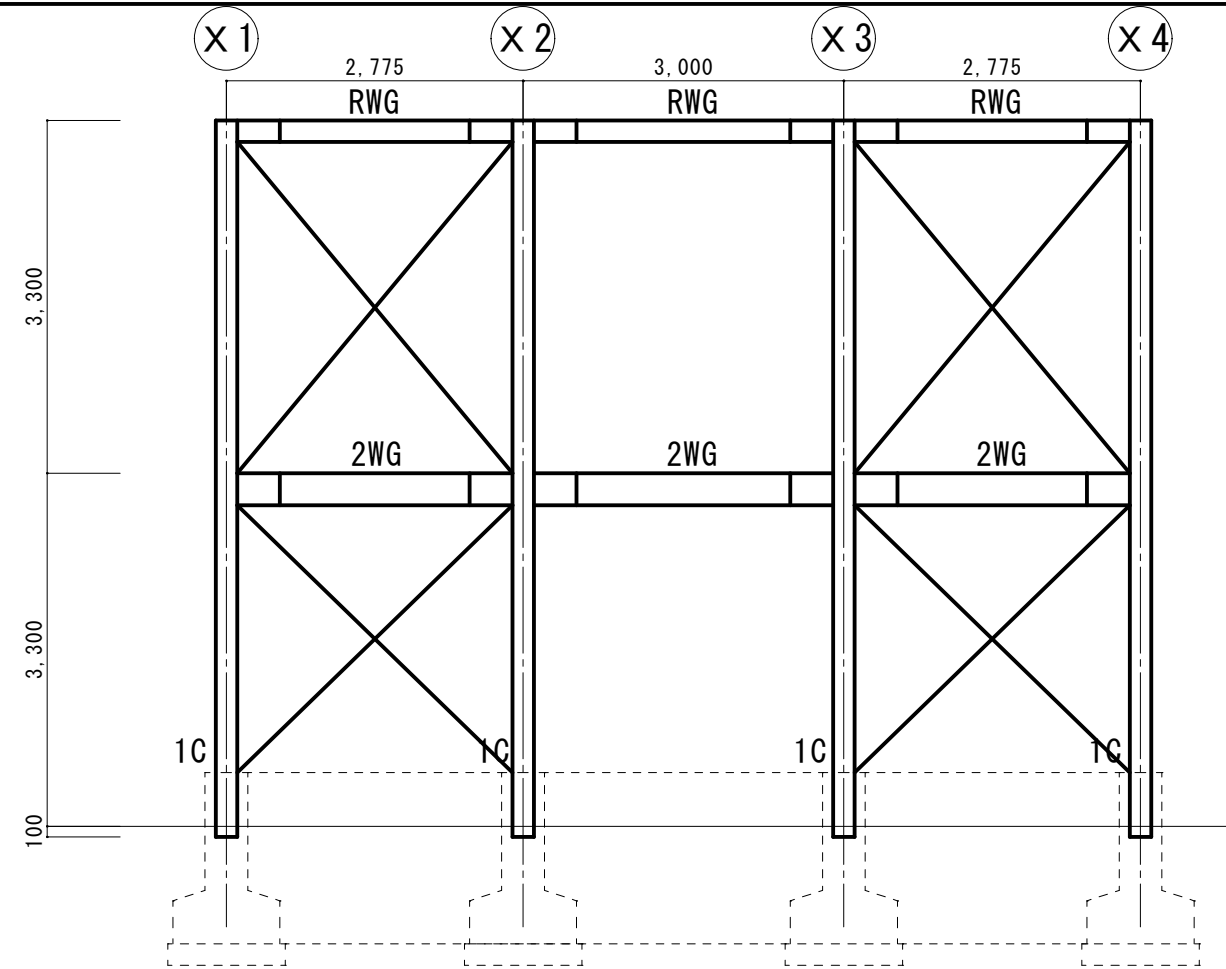
階段断面図 S=1 : 20



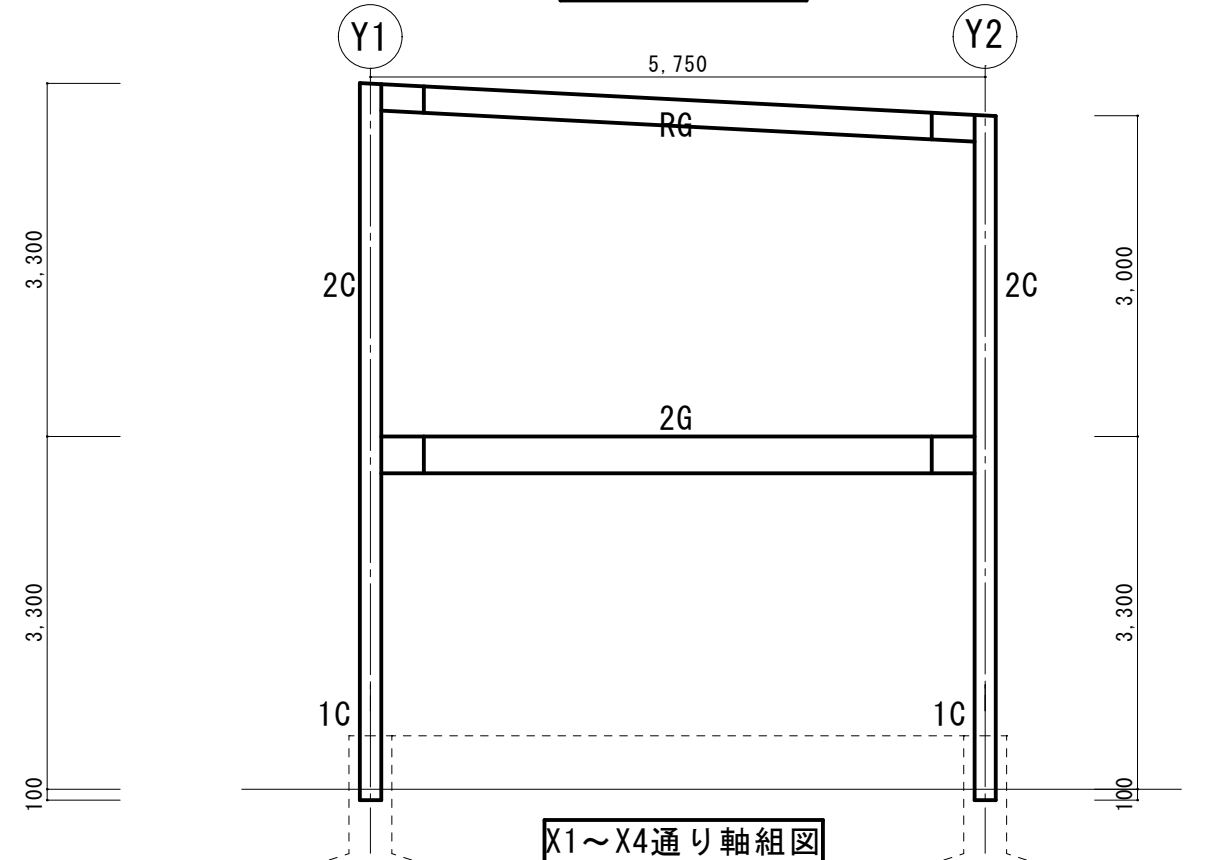
2階梁伏せ図



R階梁伏せ図



Y1通り軸組図



X1~X4通り軸組図

部材リスト
記号
主材
備考
1C, 2C
H-200×200×8×12
COV PL-9×188
RG
H-248×124×5×8
-
RWG
H-200×100×5.5×8
-
2G
H-346×174×6×9
-
2WG
H-298×149×5.5×8
-
RB
H-175×90×5×8
G. PL-6, 2-M16
2B
H-200×100×5.5×8
G. PL-6, 2-M16
V
H-100×100×6×8
G. PL-6, 2-M16
ブレース(壁・天井)
L-65×65×6
G. PL-6, 2-M16
B
H-100×100×4.5×6
-



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-8877
E-mail : kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日

2026.6

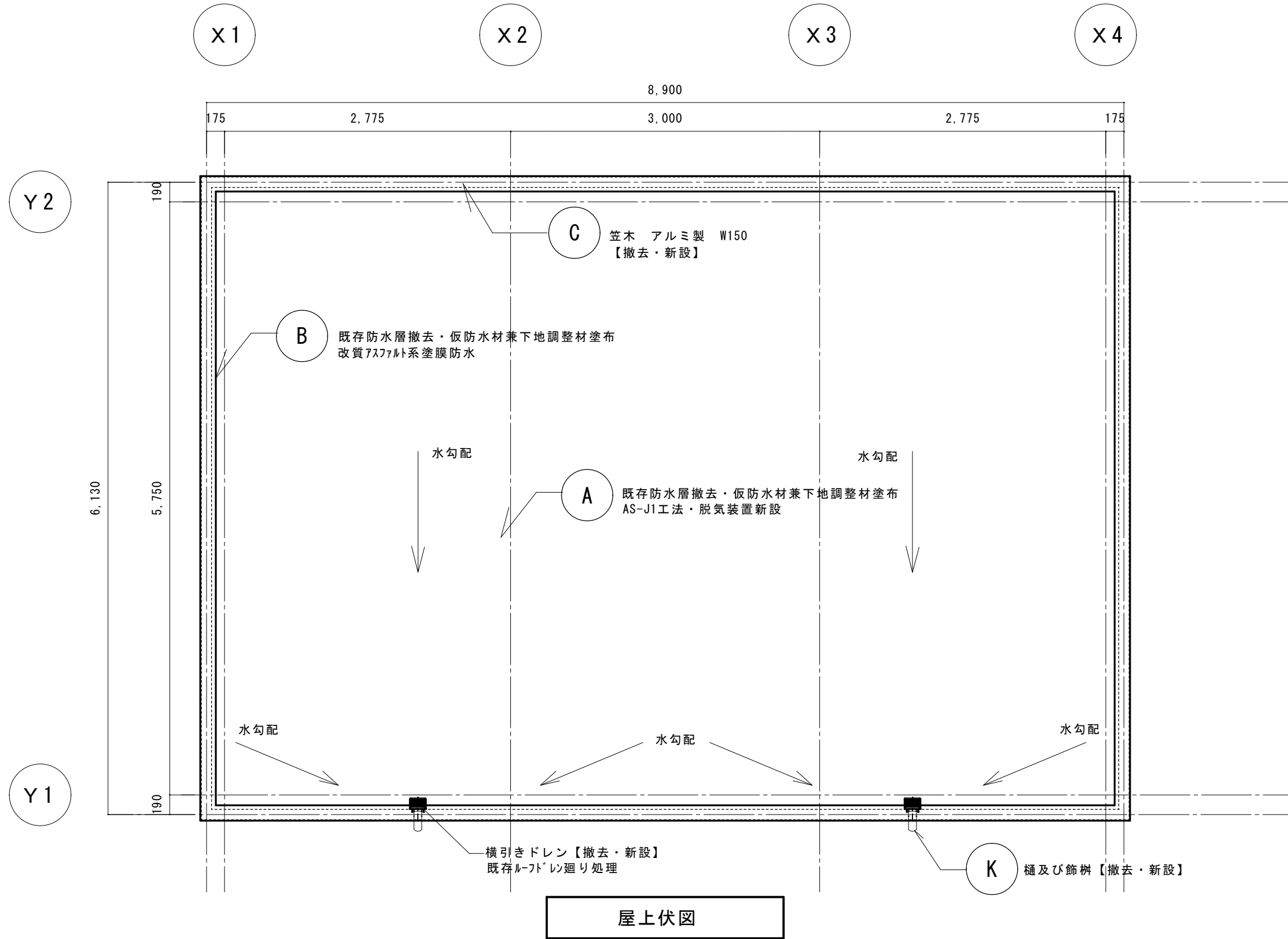
工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名 梁伏せ図, 軸組図, 部材リスト

縮尺 S = 1 : 50

図面番号

A - 14



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-8877
E-mail: kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6

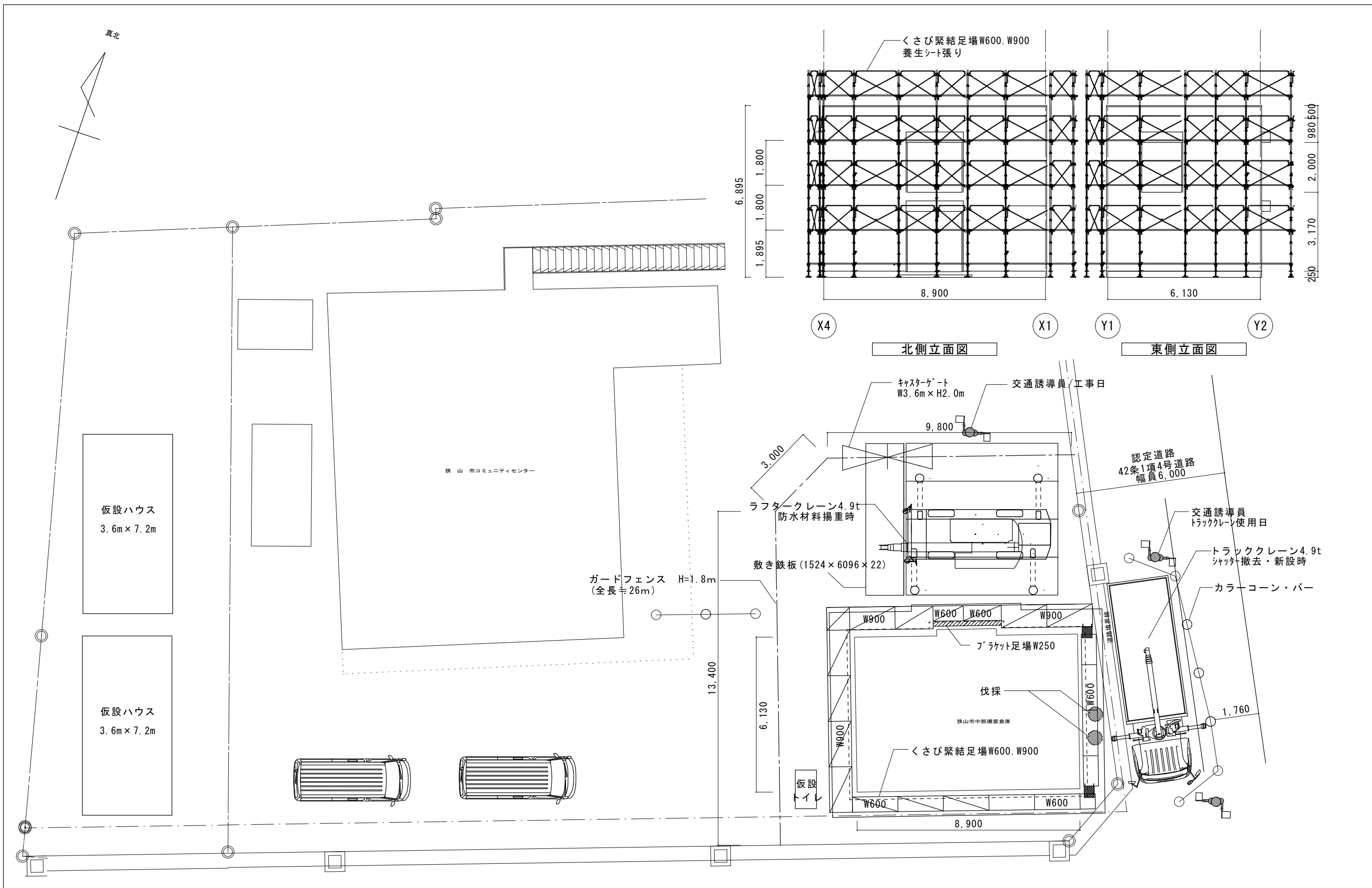
工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名 屋根伏図

縮尺 S = 1 : 50

図面番号

A - 15



電気設備工事特記仕様書

1	工事概要	
1.1	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事
1.2	工事場所	狭山市入間川4丁目16番4号（狭山市コミュニティセンター敷地内）
1.3	工期	契約日から令和9年1月29日まで
	現場施工期間	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
1.4	工事科目（○印の付いたものを適用する）	
○	電灯設備	・テレビ共同受信設備
・	動力設備	・テレビ電波障害防除設備
・	電熱設備	・監視カメラ設備
・	雷保護設備	・駐車場管理体制
・	受変電設備	・駐車、入退室管理設備
・	電力貯蔵設備	・自動火災報知設備
・	発電設備	・自動閉鎖設備
・	構内情報通信網設備	・ガス漏れ火災警報設備
・	構内交換設備	・電話配管設備
・	情報表示設備	・中央監視制御設備
・	映像、音響設備	・医療関係設備
・	拡声設備（非常放送設備）	・昇降機設備
・	誘導支援、呼出し設備	
1.5	指定部分	特記仕様書による
1.6	主任技術者又は監理技術者の専任期間	特記仕様書による
1.7	建物概要	
1.8	工事概要	
	照明設備LED工事	
	上記工事に伴う電気工事一式	
1.9	同時期発注の関連工事	○ 建築工事 ○ 機械設備工事
2	工事仕様	
2.1	共通仕様	
(1)	この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。	
	なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。	
(2)	機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。	
(3)	法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。	
2.2	特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。）	
項	目	特記事項
①	機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
②	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3	工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが※できる。・できない
5	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6	監督員事務所	本工事で・設ける（規模）※設けない
⑦	保険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8	再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨	完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン・適用する※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 ※完成図の提出部数は、A2二つ折り製本2部とする。
⑩	発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事・別途） （1）引渡しを要するもの（） （2）買取処分をするもの（） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再資源化施設等に搬出し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（蓄電池） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
11	金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
12	鍵	錠等の鍵は、既存錠及び別途工事の錠との整合を極力図るものとする。

13	地中電線路	(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 <table><tr><th>敷き均し土</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>良質土</td><td>硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)</td></tr></table> (2) 地中電線路には、ケーブル埋設槽及び構護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の構護シートは図面特記による。 (3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。	敷き均し土	管 種 別	良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																				
敷き均し土	管 種 別																																																									
良質土	硬質ビニル電線管 (VE) 耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE) 波付硬質合成樹脂管 (FEP) ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)																																																									
14	回路の種別 行先の表示	ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。																																																								
①5	電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。																																																								
16	電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。																																																								
17	接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、湿熱防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。																																																								
18	建設発生土の 処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																								
19	再生砂・再生砕石 再生アスコン使用	※再生砂などは使用できない。 ・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。 再生砂使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																								
20	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。																																																								
(1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。																																																										
設計用標準水平震度																																																										
設置場所	機器種別	<table><tr><th colspan="2">・特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地下・1階</td><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水 槽 類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	・特定の施設		・一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
・特定の施設		・一般の施設																																																								
重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																					
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																					
	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																					
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																					
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																					
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																					
地下・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																					
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																					
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																					
【備 考】(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。																																																										
重要機器																																																										
配電盤 発電装置(防災用) 直流電源装置 交流無停電電源装置																																																										
交換機 火災報知器受信機 中央監視装置 太陽光発電装置																																																										
上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。																																																										
(2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																										
21	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																								
22	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。																																																								
23	改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 (2) 外部足場 ※ A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。																																																								
24	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない																																																								

②5	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
②6	その他	(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 (2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 (3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 (4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 (5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 (6) 改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 (7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 (8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 (9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 (11) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (12) 工期中、毎月の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (13) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。 (14) 検査を受けて使用すべき工事材料等は、監督員が指定するものとする。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2.3	工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）	
項	目	特記事項
①	電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は適用形とする。なお、2ロコンセントは横式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したのとする。 電灯設備工事に際し、新築工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継替 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継替を使用する。ただし、ボード張りて、ボード表面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継替を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。 (1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とし。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。 受雷部突針はLR1とする。 高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・耐塩用 ・一般用） 受 電 電 圧 柱上用高圧気中 負荷開閉器(PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 電灯用 kVA x 台 高圧進相コンデンサ kVar x 台 直列リアクトル ・6％ ・13％ kVar x 台 5 構内情報通信網設備 ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。 6 電力貯蔵設備 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・（概要）直流電源装置に使用している蓄電池更新 7 発電設備 ・ディーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給(コージェネレーション)発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・（概要）

項	目	特記事項
8	構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9	自動火災報知設備、 ガス漏れ火災警報 設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10	昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2. 4 取付高さ			壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。		
名	称	測 点	取付高さ (mm)		
			一 般	県営住宅	
スイッチ (一般)		床～中心	1,300	1,200	
" (身体障害者用)		"	1,100	1,000	
" (人感センサー切換用)		"	2,000	2,000	
コンセント、電話用7A10A、直列コンセント		"	300	400	
" (和室)		"	150	200	
" (台上)		台上～中心	150	500	
防水型コンセント		床～中心	500	500	
分電盤、制御盤、開閉器箱		"	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500	
呼出ボタン (身体障害者用)		"	900	900	
復帰ボタン (")		"	1,800	1,800	
廊下表示灯 (")		"	2,000	2,000	
端子盤		"	(上端1,900以下)1,500	2,000	

3	その他	
3.1	他工事との取合区分	発注図又は工事区分表による。
3.2	図面上の縮尺	図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
3.3	疑義	本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） ・ m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・ 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・ 中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
2 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「manifest」という。）により管理するものとする。
第4条 受注者は、設計図書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2 受注者は、工事検査時にmanifest原本を提示する。
第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に協力すること。
5 受注者は、製造者に對し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

工事範囲の主な既設機器メーカー

機器名称	既設機器メーカー名

官公庁等打ち合わせ機関

建築：

昇降機：

施設管理者：

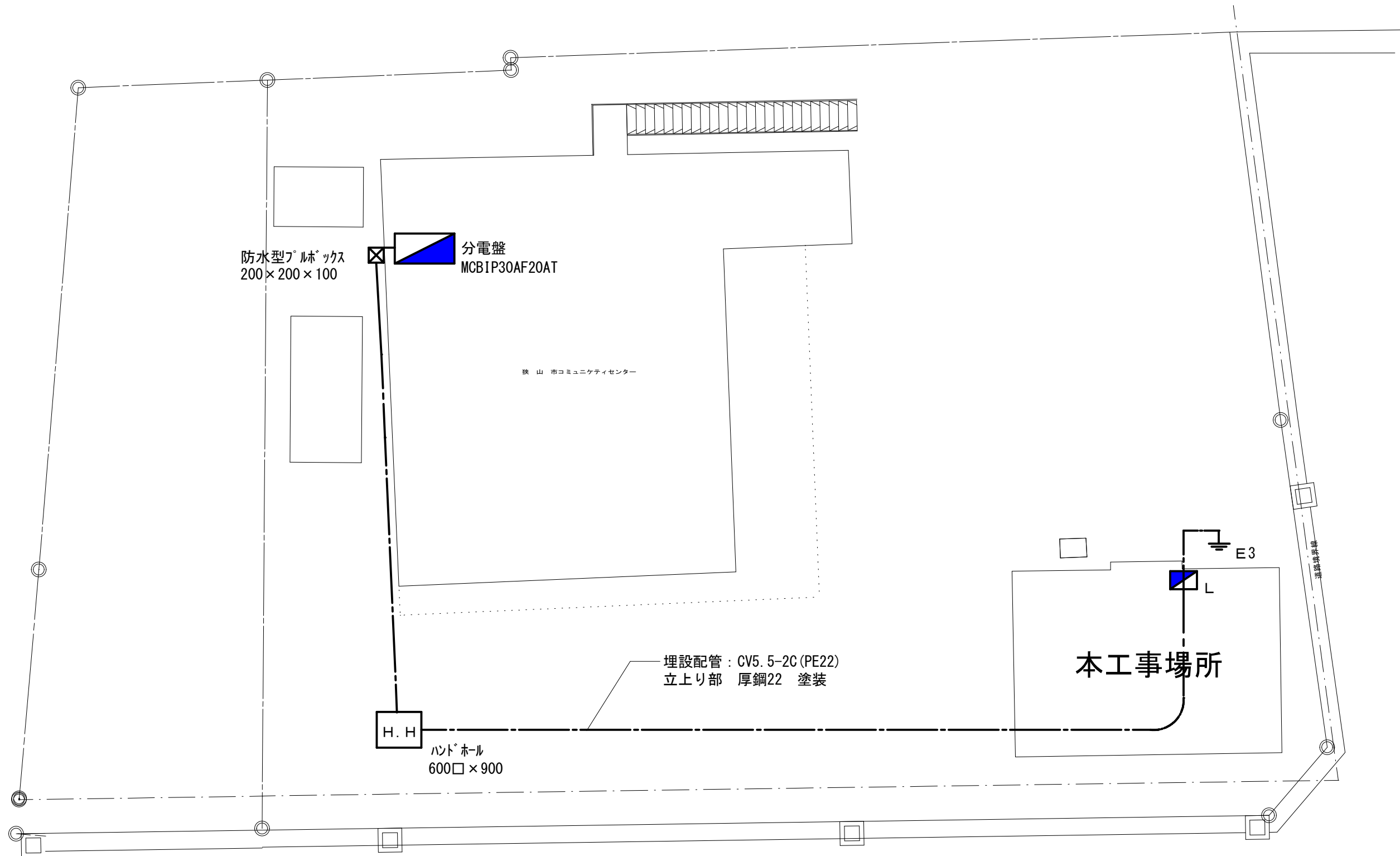
電力会社：

電話会社：

ケーブルテレビ会社：

消防本部：





お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL : 04-2953-1111 (代) FAX : 04-2954-8877
E-mail : kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6

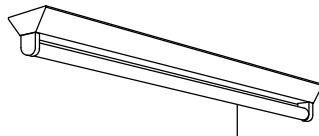
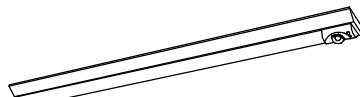
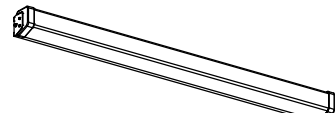
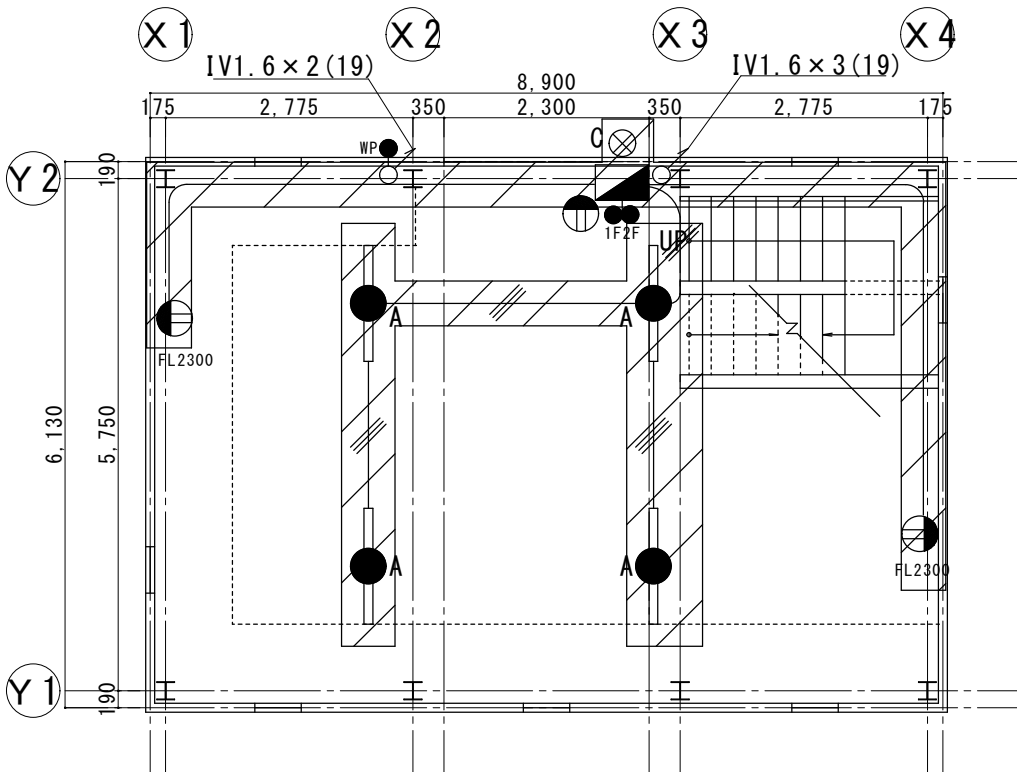
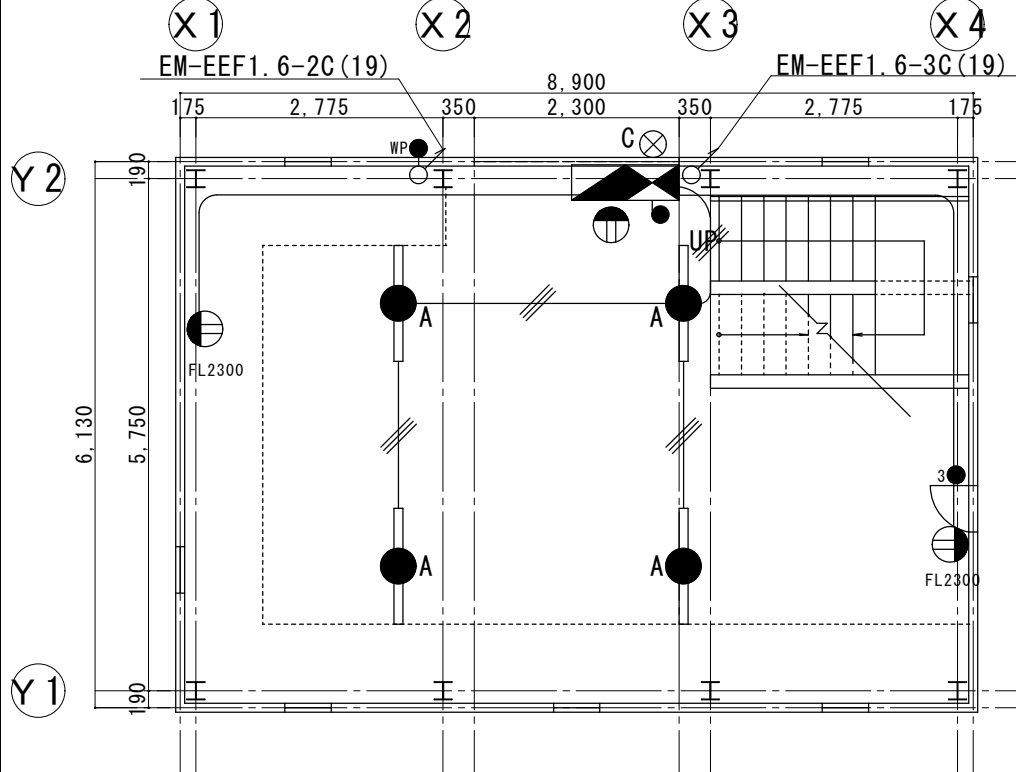
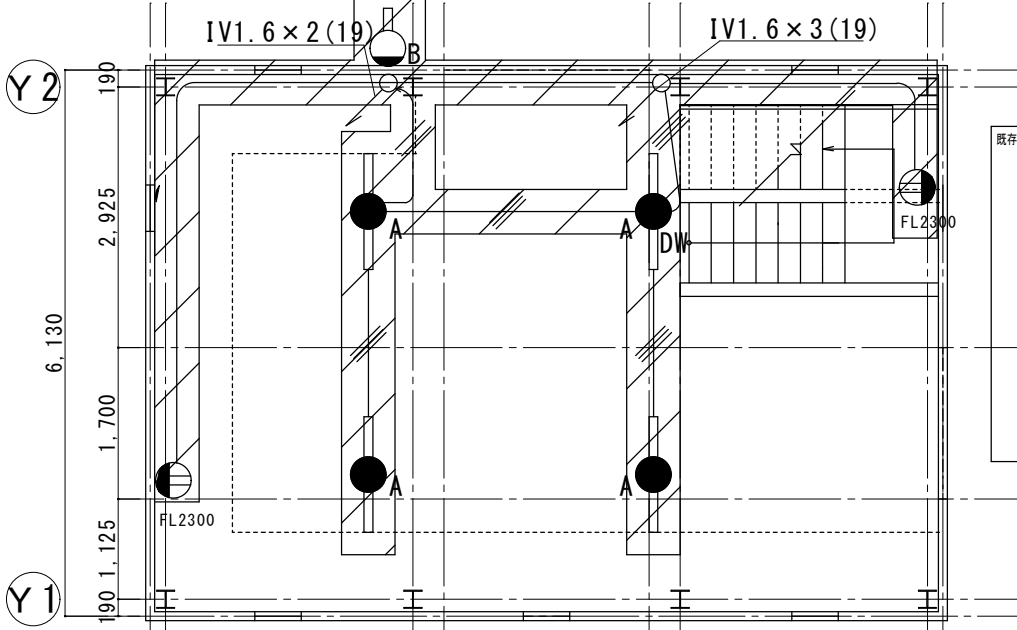
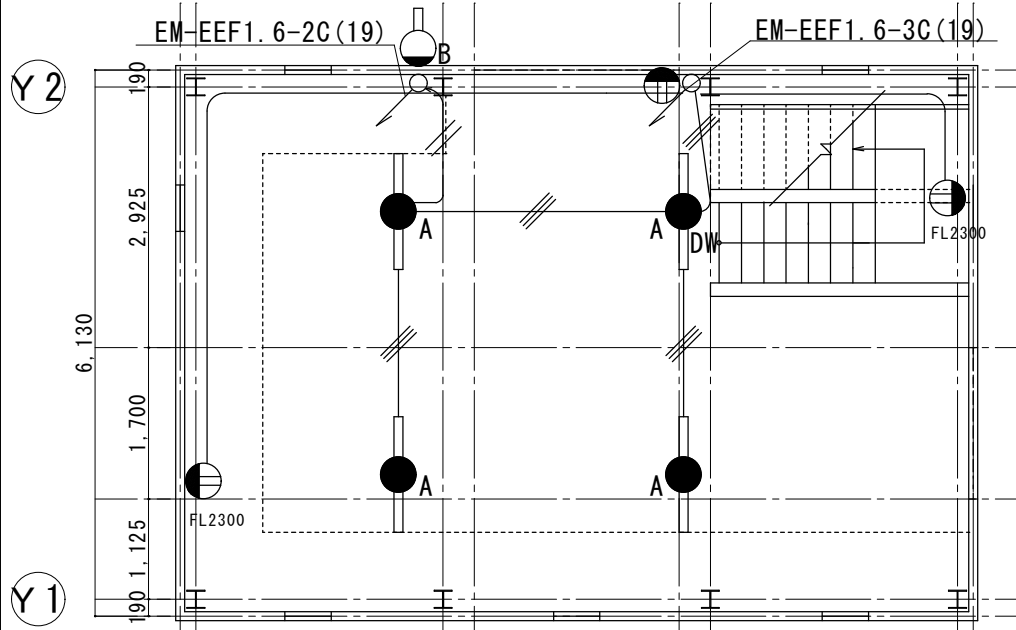
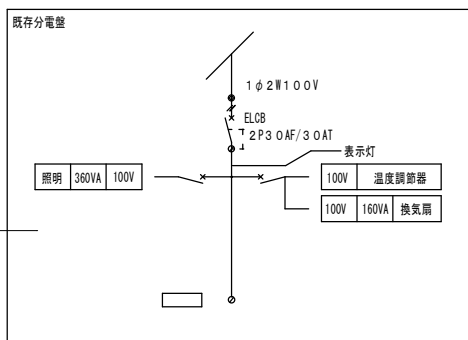
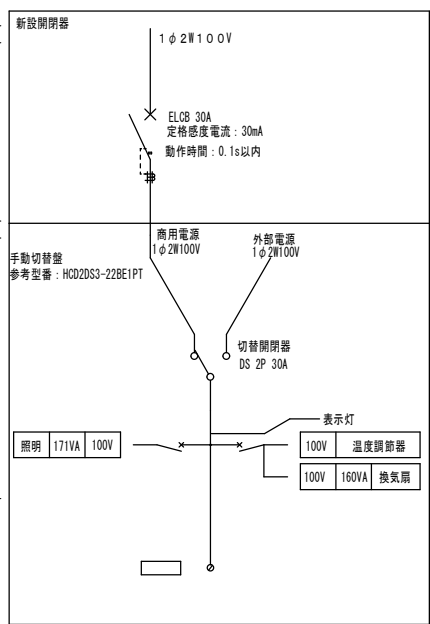
工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名 配置図

縮尺 S = 1 : 100

図面番号

E - 02

改修前			改修後		
参照姿図			参照姿図		
A	非常用照明器具 【撤去】 (電池内蔵型、非常時50%)	8灯	A	一体型LEDへーフライト 非常用照明器具(電池内蔵形)	8灯
B	防湿型ウォールライト 【撤去】	1灯	B	一体型LEDへーフライト 防湿・防雨型照明器具 ウォールライト	1灯
C	赤色表示灯 【撤去】	1灯	C	LED 赤色表示灯 防雨型	1灯
					
K1-FSS4-401			K1-LSS-4-30		
					
FBC2-RP401-RH			LBF3MP/RP-4-20		
			参考型番：パナソニック NNF20298Z		
					
1階平面図			1階平面図		
					
2階平面図			2階平面図		
					
既設分電盤			新設開閉器		
照明 360VA 100V			照明 171VA 100V		
表示灯 100V 温度調節器			表示灯 100V 温度調節器		
100V 160VA 換気扇			100V 160VA 換気扇		
設計年月日 2026.6			工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事		
図面名 電灯コンセント設備図(改修前・改修後)			図面番号 E-03		
縮尺 S=1:60					



お茶番るまち
狭山市

都市建設部建築住宅課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL: 04-2953-1111 (代) FAX: 04-2954-8877
E-mail: kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日

2026.6

工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面名 電灯コンセント設備図(改修前・改修後)

縮尺 S=1:60

図面番号

E-03

I 工事概要

- #### 4 建物概要

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

6 指定部分 施策特記仕様書による
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 施策特記仕様書による
8 工事範囲 図示のとおり
9 機械設備工事概要

- ## 10 同時期発注の関連工事

- 建築工事 ・電気設備工事

工事仕様

1 共通仕様

 - (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、典営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
 - (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
 - (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2 特記仕様

 - (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、●印のものは適用しない。
○印と●印の付いた場合は、共に適用する。

● 一般共通事項特記事項（続き）

(注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。

注) 1. 排水、排気及び通気管のうち見えかたまり部は塗装を施す。
2. 排気管の管径が暖気二層管、暖気VPPの場合は、保温を要しない。
3. 施工箇所Bの材質及び施工順序は、Aに替へ、アルミガラス化紙原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、(※ガラスウール・ロックウール)とする。
5. 消火器室外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅷとする。
6. 便所外露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備の場合は、施工箇所により保温を要しない。
※ロックウール・ガラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、
原則としてF☆☆☆☆とする。

- ※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。
図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は
下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。

また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。

ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。

電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

- (1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。
- (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。
- (3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。

既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。

やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。

※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管
※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分
※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ 全て絶縁フランジ

スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。

施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に帰属するものとする。

が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。

配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。

・使用を要しない

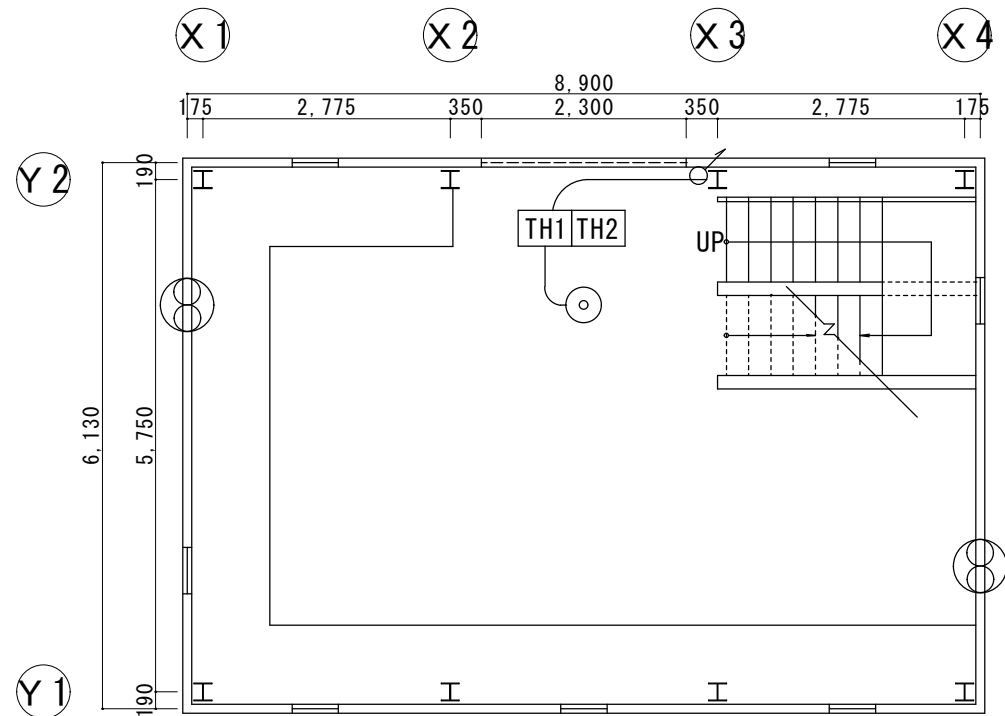
完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない
完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。
また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）
記載すること。

県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。

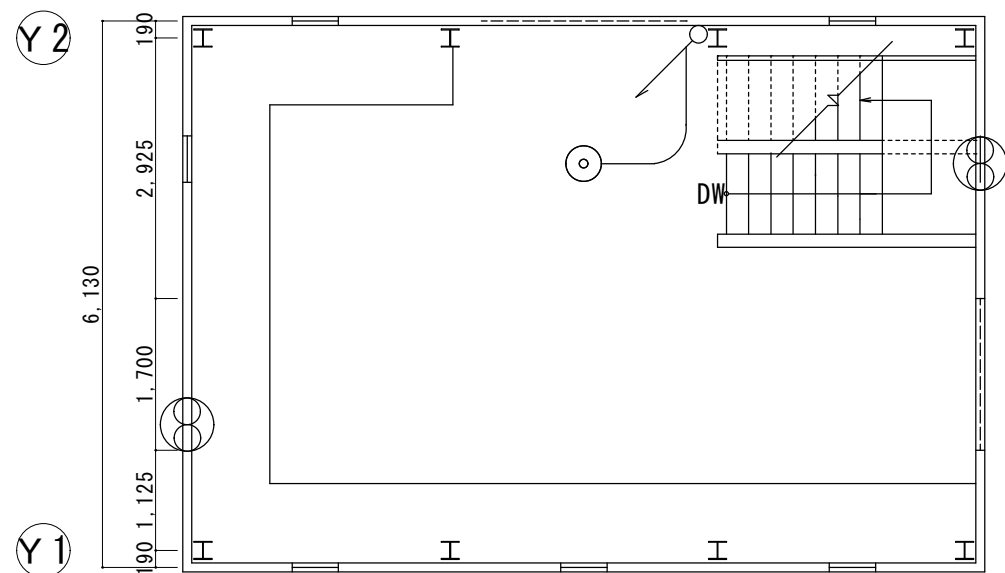
2025. 12

1	設計温湿度	外 気 温度 (DB) 湿度 (RH) 夏 期 冬 期 温度 (DB) 湿度 (RH) 28 ℃ 20 ℃ 湿度 (DB) 湿度 (RH) 47.1 % 49.4 % 温度 (DB) 湿度 (RH) 28 ℃ 20 ℃ 湿度 (DB) 湿度 (RH) 9 % 9 % 温度 (DB) 湿度 (RH) 28 ℃ 20 ℃ 湿度 (DB) 湿度 (RH) 9 % 9 % ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。	2	長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・ スライドオンフレンジ工法 ・ アングルフレンジ工法 ※アングルフレンジ工法 ・ 高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ 高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ ステンレス製ダクト（・ A区分 ※ B区分） ・ 塩ビ製ダクト（・ A区分 ※ B区分）	3	風量測定口	※パイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ ステンレス製） ・ 硬質塩化ビニル管（VU） ・ 耐火二層換気管 ※フレキシブルダクト（・ 保温付 ・ 保温無） （注）1 使用区分は図示による。	4	チャンパー	（1）内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 （2）消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	5	ダンパー	（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 （2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	6	多連箇所排気ダクト	（1）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ ）の排気ダクトには設ける	7	保 温	下記ダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・（ロ）・X Iとする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用Eダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・ 湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh・（イ）・区とし範囲は図示による）	8	試運転調整	風量調整 ※する ・ しない 風量測定 ※する ・ しない 騒音の測定 ・する ※しない	1	ダ ク ト	※亜鉛鉄板 ・	2	排煙口の形式	※天井取付（・スリット形 ※スイング形） ・壁取付（・スリット形 ・スイング形）	3	排煙口手動開放装置	開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）	4	排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。	1	中央監視制御装置	・有り ※無し	2	構成・機能	図示による	3	電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	1	小便器用節水装置	JIS B 2061（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。	2	バリアフリー対応	・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり（・本工事 ※別途工事） ・洗面器 ※自動水栓（・全部 ※一部） ・レバー式水栓（一部） ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド ・鏡 ※600×800（耐食鏡） ・傾斜鏡（・照明無 ・照明付）	3	衛生器具付属水栓	（1）器具付属止水栓は ※ドライパー式 ・ハンドル式 （2）水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。	4	自動水栓類の電源	※AC100V ・乾電池等 ・自己発電	5	暖房便座	（1）JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。 （2）機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 （3）温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 （4）使用流体は、飲料用水道水とする。 （5）リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電	6	大便器洗浄弁・洗浄用タンク	器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ※洗浄操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式） ・上階階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。	7	掃除除し	※共栓なしとする。 ・共栓付とする。	8	排水器具用ゴム継手	※使用できる ・使用できない	9	標 記 板	大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。	10	水せっけん入れ	せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗いに設ける。	11	擬音装置	トイレブースに設置する。	12	そ の 他	衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。	1	配管材料	配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 施 工 箇 所 管 種 別 雑排水配管 床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。） ※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VVP 厨房等の湯排水 ※SGP（白） ・ 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管VVP（FDPS-Ⅰ）又は耐火VVP ・SGP（白） その他の部分 ※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VVP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 汚水配管 床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。） ※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VVP 耐火性能を要求される場所 ※耐火二層管VVP（FDPS-Ⅰ）又は耐火VVP ・排水用/外-内付 塗装鋼管 その他の部分 ※RF-VVP又はリサイクルVVP ・VVP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 共通 地中埋設部 ※RS-VU又はリサイクルVU ・VU ※REP-VU（経有重の場合） ・RF-VVP又はリサイクルVVP ・VVP 耐火性能を要求される箇所 ※耐火二層管VVP（FDPS-Ⅰ）又は耐火VVP ・SGP（白） その他の部分 ※リサイクルVVP又はRF-VVP ・VVP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （注）1. リサイクルVVP、リサイクルVUはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-VVP、RS-VU又は、REP-VUは標準仕様書第2編2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はY45度で行う。 4. 樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。	2	洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。	3	満水試験継手	3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ・掃除口付きソケット ※満水試験用掃除口ソケット	4	樹の適用	別紙樹表による。	1	配管
---	-------	--	---	--------	--	---	-------	--	---	-------	--	---	------	---	---	-----------	--	---	-----	--	---	-------	--	---	-------	---------	---	--------	---	---	-----------	-----------------------------------	---	--------	--	---	----------	---------	---	-------	-------	---	---------	---	---	----------	--	---	----------	--	---	----------	--	---	----------	---------------------	---	------	--	---	---------------	---	---	------	--------------------	---	-----------	----------------	---	-------	---	----	---------	--------------------------------------	----	------	--------------	----	-------	--------------------------------	---	------	---	---	----------	----------------------------------	---	--------	---	---	------	----------	---	----

改修前



1階平面図



2階平面図

凡 例

記 号

名称

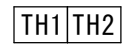
備考



換気扇 250φ

【撤去】

有圧形1φ100V
シャッター・ウェザカバ-共
(VS-254SK、VS253相当以上)



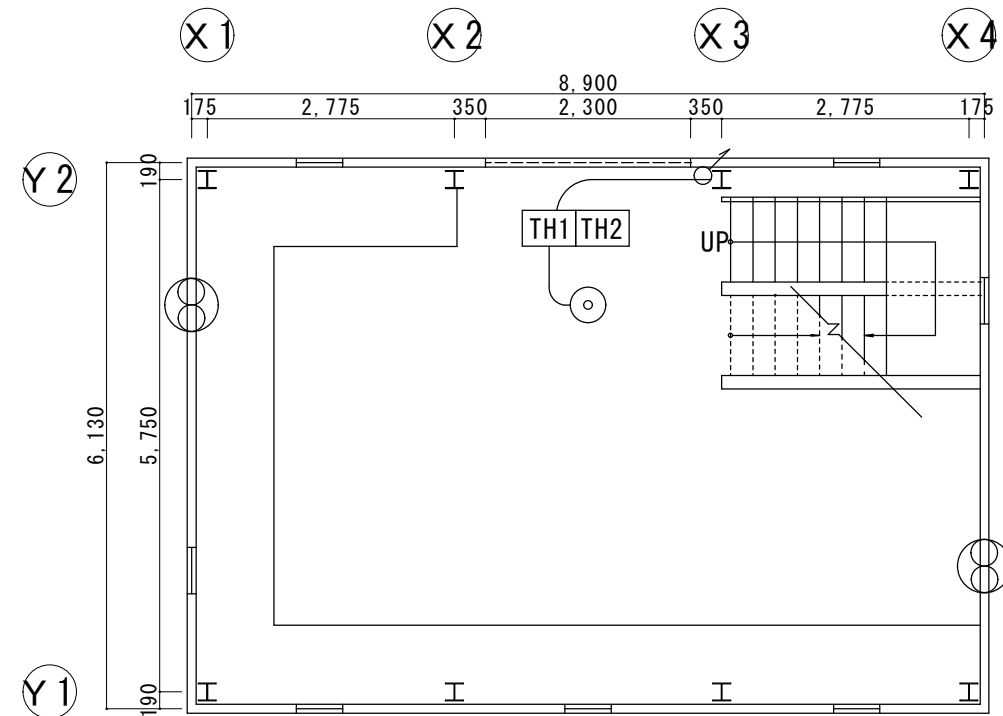
温度調節器
2台(100V.7A)【撤去】



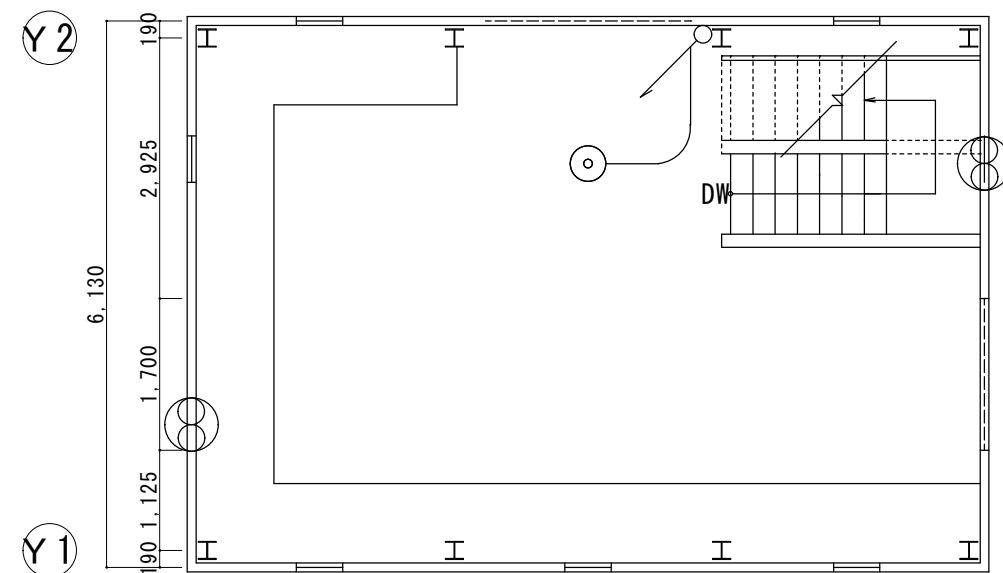
温度検出器【撤去】

温度調節器付属品
(リ-ト`線共)

改修後



1階平面図



2階平面図

凡 例

記 号

名称

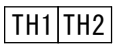
備考



換気扇 250φ

【新設】

有圧形1φ100V
シャッター・ウエザカハ-共



温度調節器
2台(100V. 7A) 【新設】



温度検出器
【新設】

温度調節器付属品
(リ-ト[※]線共)